

官報

号外 昭和四十四年四月一日

○第六十二回 参議院會議録第十四号

昭和四十四年四月一日(火曜日)

午後七時十九分開議

○議事日程 第十五号

昭和四十四年四月一日

午後五時開議

第一 北海道開発審議会委員の選挙

○本日の會議に付した案件

- 一、請願の件
- 一、日程第一
- 一、昭和四十四年度一般会計予算
- 一、昭和四十四年度特別会計予算
- 一、昭和四十四年度政府関係機関予算
- 一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 一、内閣提出、衆議院送付
- 一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
- 一、内閣提出、衆議院送付
- 一、日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に關する法律を廃止する法律案(第六十回国会内閣提出、第六十一回国会衆議院送付)
- 一、輕機械の輸出の振興に關する法律を廃止する等の法律案(内閣提出)
- 一、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案
- 一、内閣提出、衆議院送付
- 一、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 塚田十一郎君 | 長屋 茂君 | 佐藤 隆君 | 小野 明君 | 阿具根 登君 | 和田 静夫君 | 鈴木 強君 | 多田 省吾君 | 渡辺 武君 | 市川 房枝君 | 中村喜四郎君 | 川村 清一君 | 峯山 昭範君 | 河田 賢治君 | 増原 恵吉君 | 田村 賢作君 | 中村喜四郎君 | 松永 忠二君 | 前川 旦君 | 川村 清一君 | 竹田 四郎君 | 峯山 昭範君 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|

- | | |
|---|--------|
| 同 | 岩間 正男君 |
| 同 | 山田 勇君 |
| 同 | 佐藤 隆君 |
| 同 | 和田 静夫君 |
| 同 | 多田 省吾君 |
| 同 | 渡辺 武君 |

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを冲繩及び北方問題に關する特別委員会に付託した。

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

出入国管理法

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法の一部を改正する等の法律案

産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に關する特別措置等に關する法律の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に關する特別措置法の一部を改正する法律

一部を改正する等の法律

産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に關する特別措置等に關する法律の一部を改正する法律

関稅定率法等の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和四十三年度漁業の動向に關する年次報告及び昭和四十四年度に關する沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

同日内閣から、林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和四十三年度林業の動向に關する年次報告及び同法第九條第二項の規定に基づく昭和四十四年度に關する講じようとする林業施策についての文書を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十條の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。

同日議長は、アイゼンハワー元アメリカ合衆国大統領の逝去に対して弔意を表するため、同国上院議長スピロ・T・アグニュー氏宛、左の弔電を発送した。

元大統領ドワイト・D・アイゼンハワー元帥逝去の報に接し、まことに哀惜の念に堪えませぬ。この偉大なる指導者の逝去は、貴国及び貴国民のみならず、全世界にとつて計り知れない損失であります。ここにつつしんで、心から哀悼の意を表します。

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十四年度一般会計予算、昭和四十四年度特別会計予算及び昭和四十四年度政府関係機関予算可決報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号 議長報告

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

會議 請暇の件 北海道開発審議会委員の選挙 議事日程追加の件 昭和四十四年度一般会計予算外二件

二六四

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案可決報告書

軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案可決報告書

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案可決報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件議決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

青柳秀夫君から病氣のため三十日間、請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、北海道開発審議会委員の選挙。

これより欠員中の北海道開発審議会委員一名の選挙を行います。

○小柳勇君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○船田隆君 私は、小柳君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 小柳君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、北海道開発審議会委員に山崎昇君を指名いたします。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、昭和四十四年度一般会計予算。

昭和四十四年度特別会計予算。

昭和四十四年度政府関係機関予算。

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長堀見俊二君。

審査報告書

昭和四十四年度一般会計予算

昭和四十四年度特別会計予算

昭和四十四年度政府関係機関予算

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月一日

予算委員長 堀見 俊二

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十四年度一般会計予算、昭和四十四年度特別会計予算及び昭和四十四年度政府関係機関予算は、海外情勢と国内経済の動向にかんがみ、経済の持続的成長の達成と物価の安定等を眼目として、(1)財政面から景気を刺激することのないよう財政規模を適度のものにとどめ、(2)国民負担の軽減をはかるため、所得税及び住民税等の減税を行ない、(3)財政体質の改善をはかるため、公債発行額を削減して一般会計の公債依存度を引き下げ、(4)総合予算主義の原則を堅持するとともに、歳出内容について、限りある財源の適正かつ効率的な配分に努め、国民福祉向上のための諸施策を推進することを基本方針として編成されたものである。

一般会計予算においては、財政法第四条第一項ただし書きの規定に基づき、公共事業費、出資及び貸付金の財源に充てるため、公債四千九百億円を発行することとし、施策の重点を、税制の改正、物価安定施策の推進、社会保障の充実、社会資本の整備、農林漁業・中小企業の近代化、文教・科学技術の振興、貿易の振興と経済協力の推進並びに地方財政の健全化等においている。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも六兆七千三百九十五億七千四百四十三万三千円であり、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳出予算の純計額は、歳入十三兆四千三百五十五億四千四百二十万二千円、歳出十二兆二千九百四十八億七千七百九十一万八千円である。

特別会計については、糸価安定特別会計を廃止するとともに、国有財産特殊整理資金特別会計を改組し、特定国有財産整備特別会計とすることとしているので、その数は、前年度より一を減じて四十二となるが、政府関係機関の数は、前年度と同じく十四である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

昭和四十四年度一般会計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十四年度特別会計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十四年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔堀見俊二君登壇、拍手〕

○堀見俊二君 ただいま議題となりました昭和四十四年度予算三案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和四十四年度予算は、政府側の説明によりまず、わが国内外を取り巻くきびしい情勢にかんがみ、消費者物価の抑制につとめつつ、安定した経済の繁栄の持続を期し、資本の自由化等の経済の国際化に対応する体制を確立することを当面最大の課題であるとの観点に立って、まず第一に、財政の景気調整機能を拡大するとともに、財政体質の改善をはかるため公債発行額を削減して、財政の公債に対する依存度を引き下げ、第二に、国民負担の軽減をはかるため、所得税、住民税等の減税を行ない、第三に、物価の安定に格段の配慮を加え、国鉄運賃以外の公共料金は極力抑制することとし、第四に、前年度に引き続き総合予算主義の原則を堅持して、財源の適正かつ効率的な配分につとめ、社会資本の拡充と国民福祉の向上のための諸施策を推進することを基本方針として編成したものであります。

かくて、一般会計の予算総額は、歳入、歳出とも六兆七千三百九十五億七千四百四十三万三千円一五・八％の増加となっております。歳入増加のうち租税の自然増収は一兆一千九百五億円であります。公債金は前年度に比較し千五百億円の減少、すなわち四千九百億円で、一般会計への依存度も一〇・九％より七・二％に減少いたしております。なお、財政投融資計画の総額は三兆七千七百七十億円であります。前年度当初計画に対し一

四・〇%の増加となっております。また、国民経済計算上の政府財政サービス購入の前年度に対する伸び率は一二・三%と計算されております。

その他の内容の詳細につきましては、すでに大蔵大臣の財政演説において説明せられておりますので、これを省略させていただきます。

これら予算案は、去る一月二十七日国会に提出せられ、委員会におきましては、二月一日大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、三月四日衆議院よりの送付を待ちまして、翌五日から審査に入つたのであります。委員会を開くこと十九回、その間二日間にわたり公聴会を開き、一般公募者を含む八人の公述人より意見を聴取し、さらに二日間には分科会を開くなど、終始慎重にして熱心な審議を重ねてまいつたのであります。

以下、委員会におきましますおもなる質疑の概要を御報告申し上げます。

質疑の最も集中しましたのは、日米安全保障条約、防衛問題、及び沖繩返還問題でございました。

まず、安保条約につきましては、「政府は日米安全保障条約を明年以降も堅持する」というが、その理由並びに現在の国際情勢をいかに認識しているのか、また、持続するとすればいかなる方式でこれを行なうのか、安保条約の継続は日本の平和と安全にとってかえって危険なものと考えざるがどうか」等の質疑がございました。これに対し、佐藤内閣総理大臣、愛知外務大臣等より、「安保条約はこれを堅持する方針である。近年、世界の大国間に平和共存の好ましい雰囲気芽ばえつつあることも事実であるが、同時にまた、世界の各地で民族、国家間の紛争が絶え間ないことも事実である。世界の現状では、概して米ソの二大国の核互防衛条約を結んで、自国の平和と安全を求めているのが現実であつて、日本としても、平和憲法のもとで、国の存立を守り、侵略を防ぐために、アメリカとの間に安保条約を堅持する必要がある

る。安保条約をいかなる方式で継続するかについては、政府としてはまだきめていない。安保条約があるために日本が戦争に巻き込まれる心配があるとの考え方は政府のとらなところであつて、安保条約は攻撃的性格のものではなく、戦争の発生を未然に防止する抑止力である」との答弁がございました。

安保条約の事前協議の問題につきましては、「安保条約第六条に基づき事前協議が今日まで一度も行なわれなかつたのは、日本側がアメリカに對し事前協議の条項を忠実に要請しなかつたからではないのか、また、事前協議に拒否の場合があるというが、日本が事前協議でわが国の基地使用を拒否すれば、アメリカ側の固有の集团的自衛の権利を侵害することとなり、拒否できないのではないのか」等の質疑がございましたが、政府側からは、「これまで事前協議が一度も行なわれなかつたのは、事前協議の必要がなかつたからであり、基地使用の問題については、施設・区域が日本の主権のもとにある以上、その使用についてイエスともノーとも発言することができるのは当然で、そのことがアメリカの集团的自衛権を侵害することにはならない。事前協議の運用は厳密に取り扱い、日本の利益に反する場合は断固として拒否するのが一貫した政府の方針である」との答弁がございました。

自衛権と海外派兵との関係につきましては、「国連憲章第五十一条の規定によれば、個別的、集团的自衛権の発動によつて、日本も海外派兵が可能であるが、憲法第九条の規定によつて不可能と思ふ、両者の関係はいかに」との質疑に対し、政府は、「憲法第九条の自衛権の発動の要件は、あくまでも厳密に解釈すべきものであり、政府としては憲法を守ることが第一の責任であるので、その心配はない」との答弁がございました。

次に、沖繩返還問題についての質疑応答の概要を申し上げます。

まず、「佐藤総理大臣は、両三年内に沖繩返還

のめどをつけると言つてきたが、そのめどをつける時期はいつか、また、基地の態様については返還のめどをつける際に同時に決定せられるのか、あるいは実際に返還された後にきめるのか」との質疑に対し、佐藤総理大臣は、「沖繩問題については、この六月にまず外務大臣をアメリカに派遣し、十一月以降に予定せられてゐる日米首脳会議で返還のめどをつけるつもりであるが、実際に返還されるのは若干の年月を要すると思う。基地のあり方については、返還と切り離して考えられない問題である。相手国の意向等もあり、ただいま熟慮してゐるところであるが、返還の時期と基地の大体の態様は同時にきめる考えである」との答弁がございました。

次に、沖繩基地のあり方について、「最近に至り、総理は、沖繩基地の態様について、従来の白紙論から本土並み返還に進んでまいつたではないかと論議が行なわれてゐるが、その事実を確認するかどうかが」との質問に対し、政府側は、「返還後の基地のあり方については、ただいまのところ白紙と申し上げるほかない。本土並みといつても各党各様の意見があり、世論は次第に固まりつつあると思うが、さらに各方面の御意見等も十分に承つて、なるべく早い機会に成案を得たい」との答弁がございました。

次に、財政問題の質疑応答のおもなるものについて、御報告申し上げます。

まず、「近年国家予算の膨張は、年率一五%といふ大幅なものであるが、その原因は何か、政府はどの程度の規模の予算額を適当と考へるか。今回の予算による国民総支出に対する政府の財貨サービス購入割合は、二〇%に及んでおるが、さらに公共事業の拡大や、あるいは、昭和四十四年度においても食糧会計の補正の可能性があり、補助金等の波及的效果を考えれば、昭和四十四年度予算は景気に対して中立的であるといふことが言えないではないか。また、昭和四十四年度予算の租税収入の見積もりは過小でないか、政府の見積

もりより千五百億圓以上の自然増収があるものと推定せられるが、その場合いかなる措置を講ずるつもりであるか」との質問があり、これに対し福田大蔵大臣より、「最近の財政膨張の原因は、主として社会保障費と文教関係の増加によるものであり、また、立ちおくれた社会資本の緊急な整備の要請にもたえなければならぬためである。予算の編成執行にあつたのは、財政硬直化を避け、効率ある運営を行なうことは当然である。予算の適正規模は、国民総生産に対する一定割合をめどとするともに、総需要と供給の均衡をはかることが必要である。四十四年度予算は経済成長と見合つたものであり、景気に対しては警戒的中立型のものと信じてゐる。運用にあつては、ときどきの状況に応じて弾力的に対処していく考えである。租税収入の見積もりは、四十四年度の経済成長率一四・四%の線に沿つたものであるが、年度内に自然増収があれば四十五年度の状況等も考えながら、公債発行の減額に充てたい」との答弁がございました。

次に、減税問題につきまして、「所得税については、国民の念願である課税最低限百萬元を何ゆゑに実現しなかつたか、住民税と所得税の課税最低限に大きな格差があり、住民税の課税最低限の引き上げに何ゆゑに努力しなかつたか。電気ガス税が悪税であることは、政府も認めておるにかかわらず、何ゆゑに思い切つた軽減措置をとらなかつたのか」等の質問に対し、福田大蔵大臣、野田自治大臣より、「公債をかかえた財政では、好況期にはできるだけ公債を減らし、発行限度に余裕を持たす必要がある。公債減額と減税を同額としたが、課税最低限百萬元は明四十五年度には必ず実現する。また、住民税の課税最低限は今回約九萬圓の引き上げを行なつたが、さらに昭和四十五年以降真剣に引き上げの努力をしたい。電気ガス税についても地方財政の困難な事情もあるが、大衆課税たる性格を考え、今後その負担の軽減につとめたい」との答弁がございました。

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号 昭和四十四年度一般會計予算外二件

次に、物価問題に対する質疑の概要について御報告申し上げます。

「政府は明年度の物価上昇を五％に押えようと約束しているが、国鉄料金の引き上げやその他各種の上昇原因を考えると、この程度でおさまるとの保証は何もない。政府は物価上昇の原因をいかに見ているか。日銀による安易な信用供与にも問題があり、通貨面からの対策も必要ではないか。総需要の面からの対策として設備投資を抑制する必要があるのか」等の質問に対し、菅野経済企画庁長官、福田大蔵大臣等より、「政府は、国内における最も重要な政治課題の一つとして物価の問題に取り組んでおり、消費者物価の上昇率を五％程度に押えることに全力を尽くす方針である。公共料金については、国鉄再建のため、料金引き上げはやむを得ず行なうが、それ以外のものは認めない方針である。最近における物価上昇は、経済成長に伴って必然的に生ずる要素を認識するとともに、産業構造上の問題、生産性の格差、労働力の需給や賃金との関係、流通機構の問題等きわめて複雑な要素が入りまじっているの

で、簡単には結論は出せない。しかし、これらの問題に対処するため、総合的に、個別的に、また積極的に施策を実施して消費者物価上昇の抑制と真剣に取り組む方針である。また、通貨の膨脹も物価上昇の原因に關係があるが、経済の成長に伴う正常な通貨の供給は、経済の適正な運営に必要である。しかし、過度の通貨の膨脹は抑制すべきである。ただ通貨対策を物価対策の主軸とすることは必ずしも適当と思わない。さらに総需要対策については、最近ではデフレギャップになるかどうか心配されている向きもあり、設備投資が景気の過熱にさほど影響があるとは思えない」との答弁がありました。

また、「物価と賃金の悪循環を断ち切る方法を考えたかどうか」の質問に対しては、「物価と賃金の関係を無視することはできないことは承知をしている。しかし、賃金は、生活水準の問題にも

つながり、ある程度の水準に達するまでは賃金を押えるわけにはいかない」との答弁がありました。

さらに、私鉄等の値上げの動きについての質問に対しては、「政府は民間私鉄企業の便乗値上げは許さない。ただ民間企業の採算を無視することもできないので、地方の場合には、ケースバイケースで考え、大都市の私鉄の場合には、経営の改善等について慎重に配慮して、値上げは極力抑制の方針で進む」との答弁がございました。

次に、大学問題について御報告申し上げます。「大学紛争は、いまや重要な政治課題となっているが、かくのごとき無法な暴力行為が頻発することになった原因は何か。その解決の長引いている理由いかん。暴力学生は排除は現行法でできないのか。紛争の解決、大学制度の改革等について政府の考えはどうか」等の質疑がありました。これに対し佐藤内閣総理大臣、坂田文部大臣、荒木国家公安委員長等から、「大学紛争はまず大学から暴力を排除することが前提である。政治的、破壊的意図を持った一部暴力学生に対する大学当局の管理運営の不手さね、権利の主張に強硬で、義務の觀念に薄い民主主義の不成熟、あるいは六三制全体を通ずる教育の姿勢、家庭の放任主義、家庭の過保護等、幾多の原因が考えられる。紛争の長引いているのは、政治的主張を暴力によって貫こうとする学生を甘やかす、大学の自治と学園の自由を治外法権のごとく誤り認識してき然とした態度をとれない管理者の姿勢、また、一般学生

の事態への認識不足等のためである。学生の暴力行為の取り締まりは現行法の運用で足りると思うが、そのためには、大学内の不法事件に対する各方面の理解、ことに大学の協力がなければならぬ。また、紛争の解決には、法秩序の維持が必要であり、その責任は政府と大学管理者にあるとの立場に立って考え、今後も政府は指導と助言を続けてゆく方針である。中教審の答申があれば、政府は、これを尊重して大学管理者ともはかり円滑

に実施する方針である」との答弁がありました。

また、「最近では高校にまで紛争が波及しているが、これに対してはどのような対策を考えているか」との質問に対し、「取りあえず学校当局に對し、平素から警察当局とも連絡して、暴力阻止につとめるよう指導するとともに、都道府県教育委員会にも、同様趣旨を傳達している」との答弁がございました。

また、「大学教授の不穏当な言動等に關連して、国立大学の教官人事に対して文部大臣は拒否権があるのか、あるとすればそれは学問の自由、大学自治といかなる關係があるか」との質問に対し、坂田文部大臣より「学長等の任命については、大学管理機關の申し出については、政府としては、その申し出のあつた者を任命することが、大学の目的に照らし明らかに不適当と客観的に認められるときは、これを任命しない」との答弁がございました。

次に、農業問題について御報告申し上げます。「政府は生産者米価を据え置き、自主流通米を認める方針をきめているが、一般物価上昇等の現況にかんがみ、食糧法の生産者所得補償方式に反するのではないか、また、自主流通米も政府の米の買い上げ義務を規定した食糧法違反ではないのか」との質問に対し、長谷川農林大臣より、「生産者米価を据え置き、自主流通米を認めるのは、食糧法違反ではない。自主流通米については、食糧法第三条は政府が配給に必要な米を生産者から法制的に買い上げることができるとの規定であるので、現在国民が必要とする配給米は確保してあるので食糧法の違反にはならない」との答弁がございました。

なお、自主流通米につきましては、生産者から消費者までの流通過程、価格の形成方法、自主流通米の見込み数量、自主流通米と物価統制令の關係、自主流通米を認める期間、自主流通米とやみ米との關係等について熱心な審査が行なわれま

したことを特にここに申し添えておきたいと思ひます。

また「総合農政の問題については、総合農政とは一体何であるのか。米の作付け転換の方針いかん。他作物で米と同様の所得の補償ができるのか」等の質問があり、長谷川農林大臣より、「総合農政とは、特に新しい問題ではなく、米の需給にバランスを欠いた今日、適地適作を推進し、生産性の向上に主眼を置いた対策を進めたいということである。価格面に重点を置いた考え方にさらに加えて今後は生産、流通にも重点を置き、主産地形成を推進する方針である。これは、決して簡単なものとは考えていないので、各界各方面の御意見を十分に承りながら合理的な農業所得の増加と農民生活水準の向上につとめたい」との答弁がございました。

次に、社会保障の問題につきまして、「高齢人口に比べ、生産人口比率が高い昭和四十年代こそ、社会保障の基本計画を確立する絶好の時期だ」と思ふが、政府の所見いかん。また、二万円年金の実施は、保険料の引き上げによらなくても、保険金収入の運用益でまかなえるのではないかと、どの質問がありました。これに対し福田大蔵大臣、斎藤厚生大臣より、「成長した経済を背景にして、社会保障水準を、世界の先進国に負けない状態に持つてゆきたい。特に、昭和四十年代は高齢人口比率が少くないので、こういう好条件のもとに、さらに社会保障政策を積極的に推進してまいりたい。保険料の運用については、将来の老齢人口増加に伴う給付額の増加に備えることが必要であり、二万円年金の実施には、被保険者にも十分の負担をいたさなければならない」との答弁がございました。次に、公害に対する質疑も真剣かつ熱心に行なわれしました。すなわち大気汚染、悪臭、騒音、工場排出の汚水、水俣病、富山、安中、対馬地域等におけるカドミウム対策等多岐にわたりましたが、これに対し、佐藤内閣総理大臣、斎藤厚生大臣等より、経済成長に伴う最大のひずみである公

害に対しては、これが解決について、強い決意が述べられるとともに、「水俣病の患者の補償については、第三者機関のあつせんに期待しており、カドミウム問題では、健康診断の実施、被害者救済制度の設置等、各般の努力を尽くして遺憾なきを期したい」との答弁がありました。

最後に、婦人少年労働行政につきまして、「労働省の出先機関である婦人少年室を地方に委託する計画は、婦人並びに年少労働者行政の一步後退ではないか」との質問があり、野田自治大臣、原労働大臣より、「婦人少年室の地方への委託に伴い、都道府県に労働部の新設を法律で定め、労働部の中に婦人少年課を置くように通達するなど強力に指導し、婦人少年行政が一そう強力にいくようにしたい」との答弁がありました。

以上のほか、質疑は、中国問題、北方・竹島領土問題、石炭対策、海底資源・宇宙開発計画、その他広範多岐にわたりました。きわめて活発に行なわれましたが、その詳細は、会議録によつて御承知をお願いいたします。

かくて本日ももちまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して村田委員が反対、自由民主党を代表して小林委員が賛成、公明党を代表して二宮委員が反対、民主社会党を代表して片山委員が反対、日本共産党を代表して須藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和四十四年度予算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(星宗雄三君) 三案に対し、討論の通告がございす。順次発言を許します。松永忠二君。

〔松永忠二君登壇、拍手〕

○松永忠二君 私は、日本社会党を代表して、政府提案の昭和四十四年度予算三案に対し、反対の討論を行います。(拍手)
討論に先き立ち、ぜひ一言述べなくてはなりません。

せん。今回の予算審議の途中において、政府、自民党の衆議院における無茶な国鉄運賃値上げ法案の強行によつて国会が混乱し、分科会審議を十分行なうことができなかったのみでなく、審議を中断させ、充実した予算審議を妨害したことは、まことに憤慨にたえないところであります。これ全く、政府・自民党の衆議院における予算審議の軽視によるものであり、許しがたい暴挙であります。われわれはこの責任を強く追及するものであります。

さて、佐藤総理は、佐藤内閣発足当時、「社会の主体は人間であり、経済の繁栄は人間の尊厳と社会の福祉に奉仕するものでなければならぬ。私は長期的な展望のもとに、特に住宅、生活環境施設など社会資本の整備、地域開発の促進、社会保障の拡充、教育の振興などの諸施策を講じ、もつて高度の福祉国家の実現を期する考えであります」と述べました。また福田蔵相は、昭和四十一年第五十一国会の財政演説で、「わが国経済は、その成長があまりに急速であつたため、経済社会の多くの面にひずみを生じたのであります。私は、わが国経済の新たな発展を期するためには、この際、このような経済社会の不均衡を是正していくことに、政策の重点が置かれなければならないと考えます」と述べました。この総理と大蔵大臣のことは、そつくりそのまゝ、今日の演説として述べても、何のふしぎもないものであり、それほど政府の施策は実効をあげていないことを示すものと言わなくてはなりません。

政府は、口を開けば、国民総生産は自由世界第二位、工業生産は世界第三位、わが国経済はかつて例を見ない長期にわたる好況を続けておりますと言ふのであります。なるほど、総体としての日本経済は、自由世界での一方の雄にふさわしいスケールを誇れるまでになりました。われわれもまた経済成長そのものを評価することを否定するものではありません。だがしかし、庶民の生活感、はたしてそのとおりでありましょうか。国民

総生産世界第三位という経済に対するそらざらし、いままでの違和感が、国民生活のあらわにあらはれてしまふ。政府の国民所得統計も「二人当たり国民所得は三十四万五千三百六十二円、世界二十一位にとどまる」と述べています。三位と二十一位を単純に比較すべきではないとしても、総体としての豊かさ、個人々の生活水準の低さを端的に示すものとしては、動かしがたい数字であると言わなくてはなりません。

国民総支出に占める個人消費支出の割合は欧米諸国に比べて低く、個人消費支出は米国の三分の一、西独の二分の一、イタリアよりも二〇%も低いのであり、国民所得の伸び率が低いから二十年後には国民所得が世界一になるなどと、うれしがらせて済まされる問題ではありません。国民生活は私的に購入できる財貨サービスの消費だけでは維持できません。道路、上下水道、公園、保育所など、社会構成員全体が利用し恩恵を受ける社会資本が生活に必要不可欠であります。道路舗装率一三%、下水道普及率二%、都市公園は欧米の六分の一、住宅一室当たりの平均面積は欧米の二分の一、社会資本のおくれは、これは例をあげるにこと欠きません。社会資本のおくれは交通事故率を国際的にも高いものに、都市河川の汚濁をはなはだしいものに、工場公害を耐えがたいものにしていくのであります。社会保障費は、西欧諸国の水準に比べて、国民所得では二分の一、一人当たり水準では三分の一にも達していません。消費者物価は、年平均六%を上回る上昇を続けています。食料費などについては、国民一人当たりの所得が三倍の米国人と日本人が、同じ食料費のかかる食生活をしいられているほどになりました。

総理は、施政方針で、「物質的な豊かさが心の豊かさにつながり、新たな精神文明を確立」しなくてはならないと述べているのでありますが、物質的な豊かさが、総体としての豊かさ、個人の豊かさになつていない反省と施策がなくては、空虚な

美辞麗句と化してしまふであります。

政府は、いま経済社会発展計画を改めようとしています。これは、経済成長率の大幅な相違、特に民間設備投資が第二年度で計画の最終年を上回ったこと、物価上昇が計画終了時の三%を上回る上昇で、計画と実勢が大きく相違したからであります。民間設備投資は常に予想以上の上昇を示し、社会資本は常に民間設備投資をはるかに下回り、アンバランスはむしろ拡大してまいりました。昭和四十四年度一般会計予算でも、政府投資増加率は一〇・四%で、民間設備投資の一六・三%をはるかに下回っているのであります。佐藤内閣は、民間設備投資主導型の成長メカニズムを廃棄して、新しい成長メカニズムをつくり出そうとして掲げた安定成長、社会開発は実現できなかったものであります。政府は、口を開くと、経済の繁栄は政府自民党の政策のよかつたことによると言ふのでありますが、これまた、はなはだ疑問なのであります。発展計画で政府が意図的に左右できる政府投資支出が計画を下回っているのに、経済成長の諸要素が計画をはなはだしく上回っていることは、政府の意図しない繁栄であり、少なくとも経済政策という観点からは、偶然の成長だと見ることができる根拠が大きいと言わなければなりません。今後の繁栄は、意図しなかった繁栄から意図した繁栄への道を開かなければなりません。そうして、経済の成長が社会的アンバランスを加速度的に拡大している事実を考えれば、経済の成長目標にかわつて、福祉が前面にあらわれ、「福祉なくして成長なし」という価値の転換が経済政策の基調となることを考えなくてはなりません。大きいだけがいいことではないというところを銘記すべきであります。

以上の観点から、まず、財政規模の問題について述べたいと存じます。
大蔵大臣は、その演説の中でも、予算編成にあつては経済拡大が過度にわたることのないよう、政府財政サービス購入の成長率は一二・三%で、

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号 昭和四十四年度一般會計予算外二件

経済成長率を下回っています、公債を千五百億減額いたしました。と説明しているのではありません。

しかし、政府財政サービス購入の成長率は、実績が計画を下回ったことはほとんどなく、昭和四十三年度の実績から見ても、実際は一五%以上で経済成長率を上回るのであります。発展計画には、財政の健全性から、財政支出の増加率を名目国民総生産の伸びにほぼひとしい程度にとどめることと明記してあります。国民総生産一四・四%を上回る一般予算一五・八%の伸び率であるため、ことさらに政府財政購入の成長率を取り上げてきたのであります。一兆二千億にのぼる自然増収の際に四千九百億の公債発行も問題ですが、減債した資金が金融機関に利用されれば景気刺激効果があります。金融機関が強く公債減額を要望していたところを考へれば、減債相当分の通貨は日銀の売りオペによって吸収するという通貨政策の前提ができていない現在、減債がそのまま景気抑制につながる保証はありません。われわれは、実績と計画の違ひ数字のもとに議論するのではなくて、一般會計一五・八%増、歳入歳出予算總計表二〇%増、財政投資一四%増、予算に基づく財政資金民間収支見込み千三百三十億超過の問題にしております。自然増収も一兆二千億と予定していますが、自然増収は好況期国民総生産の増加率の約一・五倍であることを考へると、少なくとも二、三千億が追加されると見込まれるのであります。自然増収を過小に見積もって、総合予算主義で予算を抑え、減債額も引き下げるということになると、自然増収の過小な見積もりは、減債や国債減額の配分よりも、景気調節に及ぼす影響は大きくなるのであって、これは全く隠れた財政操作、財政操作の欺瞞といふことができるのであります。国会監視もはなはだしいと言わなければなりません。(拍手)

次に、財政の支出面の問題であります。ここでは国民生活中心の社会開発の乏しさと、大企業中心の点を指摘しなくてはなりません。昭和

和四十二年下水道五カ年計画は、四十四年度予算を消化しても四五%で、あと二カ年で大半の五五%の達成をしなければなりません。都市公園事業五カ年計画の達成も危ぶまれているのであります。公害対策予算が厚生省全予算に占める比率はわずかに〇・八%です。社会保障のパロメーターといわれる生活保護費は扶助基準一三%引き上げで、消費水準の伸び一四%に及びません。多いのは数だけで、社会保障の指標となる大きな施策は意外に少ないという批判が当たっています。

児童手当も医療保険の抜本的改革も見送られてしまいました。すぐれた教育環境をつくる決意だけで、教育費の伸びは一般會計の伸びに及びませんし、マスプロ教育の弊害がいわれているのに国立大学特別會計の伸びは少なく、私立大学助成は六億の増、私学振興金は二十五億、財政投資の額が少なくなりました。厚生省の公害課を充実させるため七人の人員要求、百人の公害担当職員があつたり削られるとき、一方では、いまでも一万六千余の欠員があるのに、自衛隊員七千七百人の増員が認められ、当初要求しなかった警察官の増員が五千人も認められているのであります。財政の硬化化をしるし目に、新戦艦機F4E百四機、艦船建造などで百五十五億の継続費、千六百十億の国庫債務負担行為が認められているのであります。これは、社会開発の予算ではなく、安保対策の大型予算だといふのはあたりまえのことです。

また、地方財政が好転したとして、本年度の地方交付税を六百九十億減額いたしました。地方の単独事業は、生活基盤強化のための住民生活と密着したものが多く、国の欠陥を補完している面が多いのであります。また近來、国に先がけて、福祉行政の立場から進んだ施策を実行し、実行しようとする地方公共団体が多くなりました。六百九十億を削るのではなく、むしろ、国・地方一体となつて、豊かな暮らしよい生活のため、行政を効率的、計画的に推し進めるべきときであります。輸出拡大、経済協力を名目に、日本輸出入銀行

海外経済協力基金の増加は著しく、輸出拡大をこにする大企業中心の高度経済成長政策が新しい重点として打ち出されてくるとともに、アメリカの経済援助肩がわりの準備も着々進められています。

次に、政府収入面であります。所得税は、負担率の増加している現在、大幅な減税を行なうべきであります。一兆二千億の税の自然増収に対し、千五百億の所得税減税、七百六十億の住民税の減税の少なさは、いまさら述べるまでもありません。所得の少ない人に効果のある課税最低限の引き上げ額の少ないことにも不満があるのに、所得のとらえ方の不公平さについては、一切触れていないのであります。

企業税制に関しては、問題が多過ぎます。景気のかげりも問題になっていますが、設備投資の意欲、資金需要も根強く、民間設備投資主導型の過大な経済成長を調整するために、税制の効果を活用すべきであります。しかも、現行の法人税は、答申にも明らかなように、国際的水準と比べても、個人所得税の負担水準からも低いのであります。その上に、多数の資本蓄積促進用の租税特別措置が行なわれているのであります。しかも、それらが企業に集中的に行なわれているのみでなく、増加率も二〇%台をこえているのであります。その上に、これが内部資金として活用され、投資を促進しているのではありません。佐藤内閣は、設備投資型の高成長経済をはかることとして、大法人、資産所有者優先の税制を進めてきたのであります。法人税率の引き上げ、四百七十億減収の利益所得、三百四十五億減収の配当所得の特例の廃止、準備金、引き当て金の整理、進んでは、投資平準化準備金の創設など、なすべきことは多いのであります。金融政策による景気調整機能の強化について、公定歩合の年利建て、公社債条件の引き上げなどに着手した努力は認めるとして、日銀対象外の金融機関に準備預金制度を広げるとか、生保、損保資金を財政投資資金計画に乗せ

るなど、これまた今後の努力に待つところが多いのであります。

次に、物価の問題であります。消費者物価上昇は、国民生活に重大な脅威を与えているばかりでなく、今後の経済成長にも大きな障害になりつつあります。しかし、総理、大蔵大臣、経済企画庁長官の演説も、予算委員会の説明も、説得力、迫力に欠け、具体的に何をやるか、消費者物価の上昇は経済成長にまつわる構造的な要因で、成長と物価安定を両立させることの困難を強調することに努力しているとさえ言つて差しつかえない態度であるのであります。問題の国鉄運賃も、平均一五%値上げと言いますが、昨年上げたばかりの定期運賃も自動的に値上がりになり、その上遠距離運賃制を直直しされますので、区間によつては八〇%の値上がりになるところもあるのではありません。国会でも終われば、また型どおり私鉄、バスにも波及するおそれも十分あります。消費者米価は値上げしないといつても、売れない古米を値下げして新米を値上げすることになつては値上げになります。自主流通米という形でなければ値上げになるし、自主流通米という形で米の値上げも含まれているのであります。地価の上昇も物価上昇に大きな役割りを果たしています。四十四年度、政府は土地税制を大きく宣伝していますが、税収上は増収、減収相殺ゼロであります。地価問題解決には総合的な土地施策が必要で、土地税制の果たし得る役割りは補完的なものであります。土地供給の増大という大幅な宅地造成の努力なくして、土地税制を改めることのみで重点を置くことは、安上がり地価対策であります。政府の物価安定予算の裏側には、こうしたすりかえやごまかしがばいあるのであります。(拍手)

物価安定推進会議は、最近の消費者物価の上昇要因は、必ずしも構造政策のみで対応し得ないも

のがあるとして、総需要の増加を抑制せしめ、経済成長と通貨供給量との妥当な関係について検討すべきことを提言しています。だが、総需要圧力抑制の具体的な経済政策は何も提示がないのであります。また、四十二年以降、日銀券発行残高は経済成長率を上回って増加し続けているのであります。外貨蓄積増加のいまま、物価対策として輸入が活用されなくてはなりません。民間設備投資を適度にコントロールし得るように通貨供給を調節することなしには、国民生活を豊かにしていく成長を続けることはできません。物価安定推進会議は、物価政策の各種の提案実施状況を調査し、強い提言を用意しつつあります。政府は、これを機会に、関係各省庁の意思を結集し、公正取引委員会の強化もはかりながら、政府全体として決意と気迫を傾けて物価対策の推進に邁進すべきであります。

私は、最後に、佐藤内閣の政治姿勢に触れたいと存じます。国民は、日本が大きな転換期にきているのに、政治がこの期待にこたえることのできないことについて、強い不安と不信の念を抱いているのであります。紛争が続いている大学問題の背景にも、若い者が現代の政治、将来の日本の方向に不満と不安を持ち、その変革への参加について強い要求があることは申すまでもありません。日本はいま将来の安保体制をどのような方向に持っていくかとするかという決定に迫られているときです。核中国の脅威の増大とアメリカの核抑止力への依存を前提とすれば、抑止力としての日米安保条約は半永久的に堅持するという方向を選ぶよりほかにはありません。それとも、日本側の主権的な要求を強め、幅広く定着している中立志向型の民意の上に立って、軍事力のみに依存しない自主的な安全保障の長期ビジョンを探究するかどうかというところであります。(拍手)われわれは、一九七〇年代における中立化の可能性、諸条件の討議を深めることは、国民的合意の形成にとって

も現実的な課題であると存じます。この課題の解決こそ、日本のアジアの脅威からの安全だけではなく、貧困からの安全を守る道であり、国家予算はこのためのものであるべきだと存じます。私はこのことを強く要求して討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 江藤智君

〔江藤智君登壇、拍手〕

○江藤智君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和四十四年度一般会計予算外二案に對して、賛成の討論を行います。(拍手)

まず、私が本案に賛成いたしました最大の理由は、昨午行なわれまして参議院選挙にあたり、わが党が国民に公約いたしました重要政策が、本予算案におきまして、ほとんど余すところなく実現して忠実に実現されているという点であります。もちろん、このことは、わが国経済が長期にわたって世界に類例を見ない高度の成長を遂げた結果でありまして、私はこの際あらためて、国民の皆さまが發揮せられたる卓抜な能力と御努力に對し、衷心より敬意を表するものであります。(拍手)それと同時に、政府、与党が多年にわたってとつてまいりました一連の施策もまたよろしきを得た結果であると確信するものであります。

次に、私が本案に賛成いたしました第二の理由は、現下流動する内外の経済情勢に對処して、慎重にわが国経済の行く手を洞察しつつ、明るく豊かな社会を建設することを目標として適切な施策が講ぜられているという点であります。すなわち、予算編成にあたっては、第一に、わが国経済を安定して、持続的に繁榮せしめ、第二に、物価の抑制に最大の努力を払い、第三に、貿易資本の自由化等をはじめとして、ますます緊密化する国際経済社会に對処して、わが国経済の体質を改善することを基本方針として積極的にこれと取り

組んでいるということでありまして、以下本予算案のおもなる点について申し上げます。

その第一は、予算の規模が節度を守り、適正なものとなっているという点であります。

ただいま報告にありましたとおり、昭和四十四年度一般会計予算の総額は六兆七千三百九十五億円、前年度当初予算に比しまして一五・八%の増加となっており、財政投融资計画は四十三年度に對し一四%の増、総額三兆七百七十億円となっておりまして、これに對し、世論の一部には、この伸び率は経済成長率の見込み一四・四%を上回るから景気刺激型であるとの批判もありました。しかし、国民経済に對して財政の及ぼす影響を見るためには、いわゆる政府財貨サービス購入で見るとは適當であります。すなわち、四十四年度のそれは十兆九千五百億円であります。前年度に對し、その伸び率は二・三%となっており、経済成長率を相當下回っておる程度であります。また、景氣に對して刺激的なものではなく、まさに節度ある中立的規模と申すことができると思ひます。

その第二は、財政体質の健全化を一段と推進した点であります。

すなわち、本予算案におきましては、公債発行額を削減するとともに、引き続き総合予算主義の堅持に努力をいたしているものであります。まず、公債につきましても、その発行額を前年度より千五百億円減額して四千九百億円といたしております。これによつて一般会計における公債依存度は、前年度当初予算の一〇・九%から七・二%へ低下することになりました。これは公債政策に欠くべからざる節度を守つたものであり、まことに適切な処置であると思ひます。また、総合予算主義のたてまえを堅持することとし、例年補正要因となる公務員給与や食費特別会計への繰り入れなどについて所要の措置を講じております。これらは、いずれも健全なる財政の実現への努力として高く評価するものであります。

第三は、物価の安定に特段の配慮を加えている点であります。

現在、物価問題が最も重要な政治課題であることは申すまでもありません。そのため、米、麦及び塩の価格を据え置く方針をとるとともに、公共料金の引き上げは、国鉄運賃を除き極力抑制することとしたしております。また、総需要が過大となつて、物価上昇を刺激することのないように、財政規模を適度に押えるとともに、公債発行額の削減を断行していることはさきに申し上げたとおりであります。また、消費者物価の上昇は、いわゆる構造的要因に基因するところが多いのかんがみ、低生産性部門の近代化をはじめる、流通対策、競争条件の整備、労働力の流動化、消費者教育など、物価抑制に對する基本的な諸施策を強力に推進することにいたしてあります。物価の抑制について、世上簡単に、国でその分を負担したらよいではないかという説をなすものがあります。しかし、私は、経済の原則を無視し、税金によつていつまでも物価を抑制しようとすることは、決して根本的な解決になり得ないことを確信するものであります。

第四は、減税であります。

今回の税制改正は、中小所得者の負担軽減を主眼として、大幅な所得税減税を行なうとともに、地方税についても住民税を中心とする減税を行なうこととしております。その額は国税、地方税を通じて、平年度二千七百五十億円に達する見込みであります。特に所得税減税につきましては、平年度千八百二十五億円のほり、その課税最低限の引き上げは標準家族において九十三万五千円となり、かねてからわが党の公約である昭和四十五年度百万円まで無税の実現にいま一歩と近づきましたことは、まことに時宜を得たものと思ひます。

第五は、財源を適正かつ効率的に配分しているという点であります。

国の予算は、政府の政策を数字で示したものと

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

昭和四十四年度一般会計予算外二件

二七〇

いわれます。したがって、限られた財源をいかに有効適切に配分し、政府与党の公約を実現するかということがきわめて重要なこととなります。この観点に立つて各費目を検討いたしますと、公共事業費、社会保障費、文教及び科学振興費あるいは農林関係費などに著しく重点が置かれ、一日して社会開発、人間尊重の政策が重視されていることがわかります。すなわち地方財政の改善とも相まって、国民の日常生活に密着した諸施策、たとえば、地方道、下水道等清掃処理設備などの整備あるいは緊急を要する交通安全対策や、過密、過疎対策などが強力に推進されようとしております。また、社会保障費もその額は一兆円に迫り、寝たきりの老人宅に医師や看護婦を派遣する制度の新設などを含む老人福祉対策をはじめ、母子の保健、身障者の福祉対策等々に対しまさか

く、思いやりのある処置が講ぜられております。また、年々深刻化する公害対策につきましても、その紛争処理や被害者救済制度が新設されるなど、きわめて意欲的であります。

かくのごとく、地域社会開発の費用、公共事業費及び社会保障費が本予算案の三役となっておりまことは、佐藤内閣が、その公約である人間尊重と社会開発の達成に対し、いかに忠実であるかということ証明するものであります。これに対し、わが国の安全と独立を守る防衛関係費はわずかに七・二%で、社会保障費の半ばにすぎません。これは、先進諸国やスイスなどの中立諸国の

軍事費に比べて著しく低率であります。このことは、「わが国の実情に即して、自衛力の漸増をはかることも、日米安保体制を堅持する」というわが党の基本方針が貫かれていた結果でありまして、このことが、同時にまた、わが国今日の繁栄をもたらした原動力であることを銘記すべきであります。(拍手)

以上、本案の重要な諸点について申し述べ、賛意を表してまいりましたが、私は、この予算執行にあたって二、三政府に要望いたしまして、討論を結びたいと思います。

その第一は、現下、海外における通貨不安や貿易の見通し、あるいは国内における消費者物価や景気の動向などはきわめて流動的でありまから、政府はよく、その動向を注視しながら、臨機応変、その弾力的運用をはかられたいということでありま。

第二は、経済の高度成長に伴って生ずるひずみや被害をできるだけ緩和するよう、勇断をもって処理せられたいということでありま。私は、この狭い国土において過密、過疎をはじめとして、もろもろの格差が助長されたり、公害や交通事故などの被害が増進するようないことがありましたならば、これは政治の責任であると考えるべきだと思います。

最後に、国の予算は、国民が納めた税金の使い道を示すものとも考えられます。私は、その執行にあたっては、あらゆる部門にわたって国民の血

税が一銭たりともむだにならないよう、厳正な態度をもってこれに当たり、もって、国民の期待にこたえられんことを切望するものであります。

以上をもって、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 三木忠雄君。

(三木忠雄君登壇、拍手)

○三木忠雄君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております昭和四十四年度予算三案に対し、反対の討論を行なうものであります。

まず、激動する国際経済情勢下におけるわが国の四十四年度の経済見通しについてであります。

今日のわが国の大型景気をささえている柱は、国内的には設備投資であり、国際的には輸出の好調であります。特に、昨年来より、国際収支の黒字ができた要因は、世界貿易が予想外に伸びたこととあり、特に、アメリカの景気が好調であったことが大きく影響しているのがあります。しかしながら、今日まで日本の経済は米国に大きく依存してまいりましたが、ニクソン新政権の発足によってかなりきびしい立場に追い込まれるのではないかと予想されております。すなわち、アメリカは、現在景気過熱に加えて大幅な国際収支の赤字をかかえており、その改善のため経済成長は鈍化を余儀なくされ、米国の対外貿易政策に敏感に影響することは明らかであります。すでに米国では、鉄鋼、繊維などが国の輸出の主たる目標に

対して、輸入制限の動きが出てきております。その上、後進国に対する援助の肩がわりも要求してくることも考えられるのであります。さらに、欧州経済の動向を見ると、西独の国境税調整による強いマルクの修正、英国のポンド防衛、フランスの緊急政策など、わが国をめぐる国際経済環境はかなりきびしくなるものと予想されているのであります。

振り返って国内経済を見ると、すでに景気は過熱さみであり、経済指標はかげり現象を呈しているのがあります。その中であって、中小企業は相変わらず倒産があとを断たず、経済の構造的な欠陥を明確にあらわしております。一方、消費者物価は年平均五・六%以上上昇し、定額預金の金利を上回る勢いであり、四十四年度の消費者物価五%という政府の見通しも、国鉄運賃値上げによってすでにこれを上回ること確実となつてきました。すでに佐藤内閣になってから消費者物価は実に一七%をこえる上昇ぶりであり、国民生活への圧迫は、本年はさらに強まるものと予想されております。

このような状態の中にあつては、当然予算は景気に対して警戒型でなければならぬし、最も国民の期待する物価安定こそ最優先されてしかるべきであります。しかるに、政府は、まず財政面から景気刺激を避けると称しながら、四十四年度一般会計予算総額は六兆七千三百九十五億円と、政府の経済見通しの名目成長率を大幅に上回って

るのであります。まさしくこれは戦後最大の景気刺激型の超大型予算であり、景気抑制どころか、景気調整機能は全く失われ、今後金融政策面で景気調整を強化せざるを得なくなり、その結果は、中小企業をはじめ、物価上昇にも一その拍車がかかり、国民生活に相当なしわ寄せがかかってくることは間違いないと見られます。

さて、四十四年度予算をめぐり、重大な特色は、政府の題目である財政硬直化打開構想が大きく後退してしまつたこととあります。これは、とりまなおさず、政府の七〇年安保改定期を乗り切るための特異的な財政政策のあらわれであります。すなわち、公共事業費の増額をはじめとして、分野にわたつて総花的支出を行ない、あるいは各種の圧力団体の要求にこたえるなど、すべて七〇年を懸念し、計算に入れた上での国民の不満をカバーする対策であります。このような国民生活の安定、大衆福祉の向上を忘れた党利党略、七〇年指向型の安保対策予算に賛成するわけにはいかないであります。

したがって、以下数点にわたり具体的問題を指摘しつつ、反対の理由を述べたものであります。まず第一は、佐藤内閣の政治姿勢についてであります。

総理は、予算委員会の答弁の中で、繰り返し、憲法の尊重、非核三原則を口にしながら、自衛のためなら核保有も遠慮でないと主張し、ますます軍備を増強し、平和憲法をじゅうりんしようとし

ていることとあります。また、あれほど騒がれ、国民の要望の強かつた政界の浄化、黒い霧の根源である政治資金規正法も骨抜きにしたままこれを握りつぶしているばかりか、ますます財界と密着して金権政治を推し進めようとしていることとあります。その上、一部の圧力団体に迎合し、国民との対話、接触を怠り、多数の暴力によつて少数意見を圧殺し、国鉄運賃値上げ法案の強行採決を行なうなど、議会民主制を否定しようとする佐藤内閣の政治姿勢こそ糾弾されなければならず、人心はますます議会政治から遊離するばかりで、私どもの最もおそれるところであり、国民の絶対に容認し得ないところとあります。

第二は、物価問題であります。

政府は、物価安定をスローガンに掲げておりますが、その内容は全く無策というほかはありません。その証拠には、池田内閣時代には、一回限りであつた消費者米価値上げを、佐藤内閣になつてから何と四年連続引き上げてまいりました。また、各種の公共料金を積極的に引き上げ、インフレ、物価高を激化させてしまつたのであります。特に四月からの国鉄運賃一五%の値上げは、直ちに消費者物価に大きな影響を及ぼすことは必定であり、また、消費者米価据え置きと表明しているものの、生産者米価引き上げから、食糧特別会計の赤字防止、そして消費者米価引き上げということも懸念されているのであり、そのほか、電話の基本料金、タクシー料金値上げ、医療費の値上げ

等を勘案すると、政府主導型物価上昇となることは避けられず、結局、政府の物価上昇見込み五%をはるかに上回ることは火を見るよりも明らかであります。したがつて、このような結果は、国民生活を著しく圧迫し、インフレを助長する予算であると断定せざるを得ないのであります。

第三は、減税についてであります。

最近ほど国民の間に税金についての関心が強まっていることはいまだかつてなかったこととあります。いわゆるサラリーマンユニオン、サラリーマン同盟とか、勤労大衆の怒りは高まつております。しかるに、四十四年度は一兆二千億円で上の租税の自然増収があるにもかかわらず、千五百億程度程度の減税では、税の取り過ぎという感じはぬぐい得ないのであります。政府は、四十四年度には、課税最低限を十億円引き上げ、また、累進課税を若干緩和しましたが、とうてい国民の税に対する不満は解消しておらず、わが党の主張する課税最低限百三十万円の実現はほど遠く、これに對して、逆に租税特別措置による企業税制、大企業優遇の税体系、個人資産所得への過度の手厚い優遇措置は一向に改まつておらないのであります。このような勤労大衆への重税、不公平課税の現実には目をつぶることはできないのであり、絶対に承認できないのであります。

第四には、社会保障の問題であります。

わが国は、急激な経済成長の結果、国民総生産においては米国に次いで世界第二位となりなが

ら、社会保障の面においては欧米各国より著しく立ちおくれしております。しかも、佐藤内閣成立以来、予算総額に對する社会保障関係予算は、昭和四十一年の一四・六%から一四・一%に、また、国民所得に對しても同じく二・一八%から二・〇六%へと低下しつつあることは、政府の社会保障輕視を裏証するものであります。不完全な年金制度は、恒常的な物価上昇に脅かされ、多くの老人は深刻な不安に悩み、医療費負担の増加、勤労者の児童保育所の不足、心身障害者対策の立ちおくれは、住宅、保健衛生などの生活環境の悪化とともに、国民生活に大きな苦痛となつてあらわれております。特に今回の社会保障関係費の中で最大の欠陥は、国民大衆が一日千秋の思いで待望していた児童手当制度を実施する予算を見送つたこととあります。これは、政府自身がしばしば国民に公約したものであり、公約不履行の責任を免れ得ません。大資本優先、企業優遇、人間尊重を忘れた政府の社会保障の怠慢を糾弾せざるを得ないのであります。

最後に、この予算の基本的性格は七〇年の安保予算ではないかということとあります。

すなわち、公然たる防衛関係費は四千八百三十八億円のほり、これによつてF4Eファントム機の購入と国産化、ナイキハークエリズ部隊の新設、陸上自衛隊六千人の増強、特に第三次防衛画に伴う膨大な軍備増強をはかり、四十五年度以降の財政支出を義務づける継続費及び国庫債務負

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

昭和四十四年度一般会計予算外二件

担任為二千七百三十五億圓に達し、これだけ予算の先食いをしているのです。これは政府のいうところの財政硬直化の打開とは、おおよそ矛盾するものであります。

以上、政府提出の昭和四十四年度予算三案に対し意見を述べてまいりましたが、このような大衆福祉を無視し、国民不在の予算に対しては強く反対の意を表し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 村尾重雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 私は、民主社会党を代表いたしまして、政府提出の昭和四十四年度予算三案に対し、限られた時間内において反対の意向を明らかにしたいと存じます。

反対の第一の理由は、政府の予算編成は、毎年度のことは言いながら、風の吹くまま、景気循環の成り行きのままの、一貫性もなく総合計画性もない、その場限りの総花式の繰り返しであることとであります。前回の不況時代に証券業が恐慌寸前に当面した四十一年度には、財政新時代だとか、財政主導型のフィスカルポリシーとか称して、国債発行に踏み切り、四十三年度には国債発行等がもたらす財政硬直化の打開、総合予算主義を唱え、その四十三年度予算は食糧繰り入れを中心として総合予算主義の原則をみずから破っております。しかも、明年度予算案には租税の自然増

収が約一兆二千億圓も計上され、さらに四十五年度以降も大幅な租税収入が見込み得る大型経済が継続するものと予見されているにもかかわらず、政府はこの財政力を用いず、総花式人取取り予算編成に終始しております。昭和四十年代のわが国経済は、工業生産の高度化、すなわち付加価値率の大幅上昇、貿易における大幅輸出超過、これに基礎を置く国際収支の安定という二つの大きなプラスが明らかに年を追うて確実に前進しております。住宅、社会保障の画期的充実、物価安定と減税、人的能力の再開発を目指す教育の大改革など、国民すべてが待望している福祉国家の建設、そして究極には教育国家の建設のための経済条件が着々と醸成されているにもかかわらず、政府はこの絶好のチャンス、歴史的な国家創造の機会を無策、無為に過ごそうとしておるのであります。私は、野党の立場を越えて、国民代表として、このような政府の予算編成が遺憾にたえないのであります。

以上の総合的反対論に立つて、第二に、政府の物価政策の無為を指摘します。

すでに政府は、衆議院の審議が不十分なるままにもかかわらず、国鉄運賃値上げ案を本院に回しております。明年度の消費者物価の上昇は、これを超えるならば、政府が予想する上げ幅五%を明らかに上回り、四十三年度の上げ幅四・八%をも上回ります。このような大幅物価上昇が、すでに三十六年度以来足かけ九年間も継続しておるので

あります。しかるに政府は、いまだかつて一度も断固として高物価政策に挑戦し、物価抑制に取り組もうとしないのであります。最近の消費者物価上昇の牽引力は、明らかに公共料金、すなわちわが国の政策によって直接に左右される独占価格であります。政府は、これを受益者負担の名目で値上げを毎年度強制しております。ここには国民に対する話し合いの政治もなければ、物価高解決についての国民協力を求める民主政治もありません。明年度は少なくとも最低九百億の一般会計の予算負担増によって国鉄運賃値上げを断固として回避し、このような物価政策を少なくとも三カ年維持する間に、財政及び金融全体についての体質改善をはかるべきであると思ひます。いまやこれは空論ではなく、大幅な財政収入増加に裏づけられた唯一の建設的な切り札政策であります。

反対理由の第三として、政府案の税制改正を指摘したいのです。

今回、政府は所得税の免税点十万円引き上げと税率緩和で初年度千五百三億圓の減税を行なっておりますが、これは一兆二千億圓の租税自然増収と比較しただけでも、減税規模は過小と言わざるを得ません。最近、俸給生活者減税が大きな問題となっているように、所得税収入の七割は源泉所得税収入であります。所得税納税者の八割五分は給与所得者であります。すなわち俸給生活者であります。申告納税者が収益増加のチャンスを持っているにもかかわらず、俸給生活者は定額収入で

あって、必要経費の認定は税制上きわめて幅が狭いのであります。このような不均等な税制上の基本問題を提起されているにもかかわらず、政府はこれに一切こたえておりません。利子・配当減免税八百十五億圓その他の租税特別措置の整理によって二千四百億圓を減税財源に充て、百万円減税を明年度は実施すべしと政府に申し上げたい。政府案によっては、あまりにも税負担は不公平であります。

最後に、反対の理由の第四として、政府案はむしろ社会的不均衡を拡大する矛盾をおかしている点を指摘したい。

政府の経済社会発展計画によっても、住宅と生活環境整備は毎年三〇%、社会保障は毎年二〇%の経費増加が必要と言われているが、明年度予算案では住宅関係一三%、生活環境関係二一・八%、社会保障一六%の予算の伸びにすぎません。ところが、米軍基地対策費は三二%の伸びであり、欠員一万五千名の自衛隊にあえて六千人の定員の増加など、国民の納得のいかない予算編成が行なわれているのであります。行政費用の節約二千六百億圓の増額、防衛関係費の六百億圓削減等を財源として、住宅、生活環境整備、社会保障、文教、沖縄対策など、国民福祉を目ざす歳出予算増額と、一方においては国鉄運賃値上げストップは可能であると主張したいのであります。私は、以上申し述べたあまりにも大きい欠陥を持つ政府予算案には、はっきりと反対と申し上げ

まして討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 小笠原貞子君。

「小笠原貞子君登壇、拍手」

○小笠原貞子君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十四年度予算案に反対いたします。

反対理由の第一は、この予算案が日米軍事同盟の強化をはかるものであり、危険な戦争への道に通ずるものだからであります。

政府は沖縄の本土並み返還をちたつかせながら核つき自由使用の沖縄をかかえ込み、本土の沖縄化をはかりとしています。が、予算委員会での愛知外務大臣の「沖縄に安保条約が適用される前に米軍が持ち込んだものは事前協議の対象にならない」という発言や、アメリカにおける岸特使の沖縄に自由使用基地を認める趣旨の発言は、その意図を暴露したものであります。この目的を達成するために、この予算案は一般会計で四千八百三十八億円、経費と国庫債務負担行為で二千七百三十五億円という巨額な軍事費が組み込まれています。これはナイキハークューリズ部隊の新設、F4Eファントム機の採用と国産化など、自衛隊の核ミサイル化と兵器の本格的な国産化を目ざす第三次防衛力整備計画を強力に推し進めるものであります。

また、海外経済協力や貿易振興のために、財政投融資を含めて昨年に比して二八%増の四千八百九十億円と大幅にふやしています。これは「アジア

アの反共軍事体制において日本が積極的な役割を果たせ」というニクソンの要求にこたえて、アメリカのアジア侵略を補強しながら、日本の大企業のアジアへの進出を飛躍的に促進しようとするものであり、また、アメリカと日本の大資本の利益のために、日本人民を戦争と侵略の道に引き入れるものであります。

しかも、政府は、トロツキスト暴力集団を泳がせ、これを口実に、大学問題を治安問題にすりかえ、大学制度をはじめ教育制度の全面的な反動的再編成を法と秩序の名により行おうとしております。このために、警察機動隊二千五百名を含めて警察官の五千名の増員と装備の強化、自衛隊の治安出動体制の整備など、弾圧体制を一段と強めようとしています。

わが党は、独立と平和、民主主義を守る立場から、このような反動的予算案に反対するものであります。

反対理由の第二は、この予算案は、アメリカに従属した軍国主義の復活とアジア進出の経済的基盤を強める独占資本に奉仕するものだからであります。

本予算案は、一般会計と財政投融資を合わせて二兆九千億円もの公共事業費を組んでいます。その大部分は、幹線高速自動車道路、港湾、空港、工業用地、工業用水など、大企業本位のものです。また、大型合併の促進や宇宙開発、海洋開発その他軍事的色彩の強い新技術への援助や、

造船利子補給や石炭対策費など、これまた大企業本位の援助、救済に多額の国費を投入しております。反面、住宅、下水道その他切実な要求である生活環境の改善や公害対策などは全く不十分であり、交通事故対策費や災害対策費に至っては昨年よりも減らされているのであります。

特に、反対理由の第三は、この予算案は、いま申しましたような予算の費用を生み出すために、いままで勤労者によって一定の役割を果たしてきた諸制度の根本的な改悪を行ない、人民に対する収奪を一そう強めようとしていることであります。

すなわち、政府は、物価安定を最重点とするといいながら、国鉄運賃の大幅値上げ、電話基本料金の改定など公共料金の引き上げにより物価値上げの先頭に立っています。特に、国鉄運賃一五%の引き上げについては、政府の言う、いわゆる赤字なるものは、金融機関へのはく大な利子の支払いや、アメリカ軍と大企業の貨物輸送の増強のための費用を勤労者の犠牲でまかなおうとするためにつくられたものであることはすでに明らかであります。しかも、政府と国鉄はこれを理由に、国鉄労働者十六万人の削減、ローカル線の廃止など、国鉄の大資本本位の再編成計画をあくまで強行しようとしております。一方、政府は、租税特別措置法その他で大企業や大金持ちには一兆数千億にのぼる減免を行なっておりながら、これには口をぬぐい、サラリーマン減税などと意識的に宣

伝しています。自然増収一兆二千億円のうち所得税減税はわずか千五百億円にすぎないではありませんか。しかもその内容は、重役、部長クラスなど一部高所得者には大幅減税を行なう一方、大多数の勤労者にはかえって重税となるものであります。また政府は、国税不服審判所を新設して徴税体制を一そう強化しようとしております。さらに総定員法や地方公務員の定年制により、合理化を強行し、人事院勧告制度を踏みにじる不当な見込み賃金を押しつけようとしています。また、自主流通米制度の新設、生産者米価据え置きなどによる食糧制度の取りくずしと農地制度の改悪、失業保険と日雇保険の改悪が行なわれようとしております。生活保護費を例にとってみるならば、人間尊重といわれているけれども、去年に比して一食について七円十六銭、わずかアンパン半分がふえただけで、対象人員は八万四千人も打ち切ろうとしているのです。

このように本予算案は、労働者、農民、勤労者に一そう過酷な犠牲をしいるものであります。また、地方交付税の借り上げなどによって、地方財政に重大な圧迫を加えています。したがって、わが党は、このような予算案に強く反対するものであります。

わが党は、安保条約の廃棄、沖縄の即時無条件全面返還による日本の独立と中立の実現、国の財政の徹底した民主化を主張いたします。すなわち、軍事費や人民弾圧費、大資本のための海外進

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号 昭和四十四年度一般会計予算外二件

出費や公共事業費を削減するとともに、独占企業

や大金持ちに対する税の特別の減免をやめさせ、

高度の累進課税を行なうことを主張いたします。

そうして、それらの財源によって、四人家族で年

百二十万円までの免税、物価の安定と賃金の引き

上げや社会保障制度の拡充、住宅、公営、交通安

全、災害対策、その他、労働者、農民、中小商工

業者の生活と経営の改善をはかり、日本経済の自

主的、平和的な発展をはかることを強く主張して

討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発

言は、全部終了いたしました。討論は、終局した

ものと認めます。

これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。

表決は、記名投票をもつて行ないます。三案に

賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、

御登壇の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないま

す。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) 八木一郎君から、歩行困難

のため、投票を参事に委託したいとの申し出がご

ざいました。これを許可いたします。投票漏れは

ございませんか。——投票漏れないと認めます。

投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(重宗雄三君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じま

す。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(重宗雄三君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数 二百三十票

白色票 百三十票

青色票 百票

よつて、三案は可決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百三十名

任田 新治君

高橋雄之助君

小林 章君

後藤 義隆君

横山 フク君

植竹 春彦君

山崎 五郎君

若林 正武君

安田 隆明君

増田 盛君

永野 鎮雄君

高田 浩運君

西村 尚治君

八田 一朗君

宮崎 正雄君

黒木 利克君

岡本 悟君

土屋 義彦君

吉江 勝保君

大竹平八郎君

柴田 栄君

栗原 祐幸君

梶原 茂嘉君

前田佳都男君

鍋島 直紹君

西郷吉之助君

井野 碩哉君

河野 謙三君

杉原 荒太君

安井 謙君

平泉 涉君

沢田 一精君

玉置 猛夫君

鈴木 省吾君

小林 国司君

佐藤 一郎君

山本茂一郎君

林田悠紀夫君

内田 芳郎君

津島 文治君

和田 鶴一君

丸茂 重貞君

佐藤 隆君

楠 正俊君

高橋文五郎君

船田 護君

江藤 智君

大谷藤之助君

青田源太郎君

藤田 正明君

大谷 資雄君

増原 恵吉君

徳永 正利君

新谷寅三郎君

石原幹市郎君

上原 正吉君

劔木 亨弘君

山崎 竜男君

玉置 和郎君

近藤英一郎君

大松 博文君

今 春曉君

久次米健太郎君

山内 一郎君

中津井 真君

鬼丸 勝之君

大森 久司君

岩動 道行君

河口 陽一君

二木 謙吾君

鹿島 俊雄君

井川 伊平君

金丸 富夫君

村上 春蔵君

堀本 宜実君

平島 敏夫君

山本 利壽君

田口長治郎君

寺尾 豊君

松平 勇雄君

青木 一男君

吉武 恵市君

植木 光教君

長田 裕二君

佐田 一郎君

石原慎太郎君

熊谷太三郎君

川上 為治君

米田 正文君

温水 三郎君

三木興吉郎君

赤間 文三君

迫水 久常君

塩見 俊二君

廣瀬 久忠君

原田 立君

田淵 哲也君

山田 勇君

長谷川 仁君

櫻井 志郎君

谷口 慶吉君

田中 茂穂君

西田 信一君

山下 春江君

八木 一郎君

平井 太郎君

古池 信三君

郡 祐一君

小林 武治君

木村 陸男君

亀井 善彰君

上田 稔君

菅野 儀作君

源田 実君

久保 勘一君

山本 杉君

木島 義夫君

森 八三一君

塚田十一郎君

高橋 衛君

斎藤 昇君

廣瀬 久忠君

山田 勇君

百名

青島 幸男君	塩田 啓典君	春日 正一君	河田 賢治君
藤原 房雄君	萩原國香子君	岩間 正男君	前川 且君
山高しげり君	市川 房枝君	戸田 菊雄君	竹田 現照君
三木 忠雄君	内田 善利君	山崎 昇君	木村美智男君
上林繁次郎君	矢追 秀彦君	村田 秀三君	川村 清一君
阿部 憲一君	中尾 辰義君	大橋 和孝君	田中寿美子君
沢田 実君	多田 省吾君	沢田 政治君	矢山 有作君
黒柳 明君	宮崎 正義君	瀬谷 英行君	吉田忠三郎君
中沢伊登子君	片山 武夫君	西村 関一君	大森 創造君
田代富十男君	鈴木 一弘君	鶴岡 哲夫君	野上 元君
二宮 文造君	渋谷 邦彦君	千葉千代世君	山本伊三郎君
向井 長年君	高山 恒雄君	武内 五郎君	森中 守義君
山田 徹一君	柏原 ヤス君	近藤 信一君	鈴木 強君
北條 浩君	白木義一郎君	森 元治郎君	阿具根 登君
小平 芳平君	中村 正雄君	永岡 光治君	中村 英男君
村尾 重雄君	上田 哲君	久保 等君	岡 三郎君
和田 静夫君	松本 英一君	羽生 三七君	亀田 得治君
安永 英雄君	竹田 四郎君	占部 秀男君	大和 与一君
杉原 一雄君	達田 龍彦君	足鹿 覺君	田中 一君
小野 明君	森 勝治君	藤原 道子君	加藤シヅエ君
中村 波男君	小林 武君		
松本 賢一君	林 虎雄君		
松永 忠二君	大矢 正君		
横川 正市君	小柳 勇君		
加瀬 完君	秋山 長造君		
藤田 進君	北村 暢君		
成瀬 暢治君	須藤 五郎君		
渡辺 武君	小笠原貞子君		

以上両案を一括して議題とすることに御異議ご

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案。
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案。
(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長小
平芳平君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に
掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十四年三月二十日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に
掲載〕

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十四年三月二十日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四
二号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「九人以下」を「十二人以下」に改め
る。
第十四条(見出しを含む)、第十五条第一項及
び第三項並びに第十六条第一項及び第二項中「地
方委員」を「委員」に改める。
第十七条中第二項を削り、第三項を第二項とす
る。
第二十九条、第三十条第二項及び第三項並びに

附 則

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案外一件

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三
号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「一、二五三人」を「一、二六八人」
に、「七三四人」を「七六二人」に改める。
第二条中「二万九百二十六人」を「二万四千十五
人」に改める。

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

第四十五条第五項中「地方委員」を「委員」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

〔小平芳平君登壇、拍手〕

○小平芳平君 ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の要旨は、第一に、高等裁判所における訴訟事件の適正迅速な処理をはかるため、判事の員数を十五名増加し、また、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対処するため、簡易裁判所判事の員数を二十八名増加すること、第二に、下級裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官等の員数を合計百十九名増加すること等であります。

委員会におきましては、高等裁判所判事及び簡易裁判所判事の増員理由と配置計画、裁判官以外の裁判所職員の増員配置計画、裁判所職員の職業病の処理などについて熱心な質疑がありました。が、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案外一件 法律を廃止する法律案外一件

発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の要旨は、地方更生保護委員会における仮釈放、その他の事務の適正化、能率化をはかるため、同委員会を組織する委員の定数を、現在三人以上九人以下となっているのを、三人以上十二人以下と改めるとともに、同委員会の事務局に専任の事務局長を置くこととしたものであります。

委員会におきましては、保護観察所事務の指導監督、仮釈放許可の基準及びその処理状況、明治百年記念恩赦の処理状況とその公正保持、地方更生保護委員会事務局の機構改革が事務局職員の待遇に及ぼす影響などについて、熱心な質疑応答がありました。が、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律

案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(第六十回国会内閣提出、第六十一回国会衆議院送付)、

軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員会理事 事 野木亨弘君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案
第六十回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和四十四年三月十八日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案
日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律(昭和三十二年法律第五十号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

輕機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

輕機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律

(輕機械の輸出の振興に関する法律の廃止)

第一条 輕機械の輸出の振興に関する法律(昭和三十四年法律第百四十四号)は、廃止する。

(輸出振興事業協会の解散)

第二条 輸出振興事業協会(以下「協会」という。)は、この法律の施行の時に於て解散する。

(清算人の任命等)

第三条 通商産業大臣は、前条の規定により協会が解散したときは、遅滞なく、解散前の協会の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

2 通商産業大臣は、清算人が職務上の義務に違反したときその他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算

人を任命する。この場合においては、解散前の協会の役員以外の者のうちからも任命することができる。

(清算人の代表権)

第四条 清算人は、協会を代表する。

(清算事務の監督)

第五条 清算人は、就職の後、遅滞なく、協会の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、通商産業大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができる。

(残余財産の処分の制限)

第六条 清算人は、協会の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(残余財産の分配)

第七条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、旧輕機械の輸出の振興に関する法律第四十九条第一項の規定により負担金を納付した輕機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じてこれを分配しなければならない。

(決算書類の提出)

第八条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、通商産業大臣

に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、協会の帳簿及び協会の業務に関する重要な書類を添付しなければならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七

十三条(清算法人)及び第七十八条から第八十一条まで(清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、清算中の破産)の規定は、協会の清算について準用する。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項又は第八条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

二 第五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

三 第六条の規定に違反して、協会の残余財産を処分したとき。

四 第七条の規定に違反して、協会の残余財産を分配せず、又は協会の残余財産について納付した負担金の額をこえる分配をし、若しくは納付した負担金の額に足りない分配をしたとき。

五 前条において準用する民法第七十九条第一

項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

六 前条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(輕機械の輸出の振興に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二条 旧輕機械の輸出の振興に関する法律は、協会の解散及び清算に関しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 協会の昭和四十四年四月一日に始まる事業年度は、協会の解散の日の前日に終わるものとする。

3 協会の昭和四十三年度及び昭和四十四年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第六号中「並びに輸出振興事業協会」を削る。

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

(法人税法の一部改正)

第四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三中輸出振興事業協会の項を削る。

(地方税法等の一部改正に伴う経過措置)

第五条 改正前の地方税法第七十二条の二十二第四項第六号及び法人税法別表第三の規定は、清算中の協会については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十二号を削り、第三十一号の二を第三十二号とする。

〔御木亨弘君登壇、拍手〕

○御木亨弘君 ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

二法案とも現行法を廃止するための法案であります。まず日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

現行法は、合成ゴムの国産化体制をはかるため、特殊会社として昭和三十二年に日本合成ゴム株式会社を設立しましたが、この会社は幸い順調な発展を遂げ、昨年政府所有株式を有利に処分いたしましたので、この際、現行法はこれを廃止し、会社を純粋の民間企業に移行させようとするものであります。

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案外一件 議事日程追加の件 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

二七八

委員会では、会社の資産内容、政府所有株式の処分方法、合成ゴム需給の現状及び将来、国会附帯決議の尊重等に関し質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、共産党の須藤委員から反対意見が述べられました。引き続き採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案について申し上げます。

現行法は、昭和三十四年に家庭用ミシン及び双眼鏡の輸出秩序を確立するために制定された臨時法で、途中に一回延長されましたが、最近ようやく秩序が整備され、法律の廃止期限も参りますので、この際それを廃止し、同法に基づく輸出振興事業協会の解散、その清算手続等を定めようとするものであります。

委員会では、業界の実態、今後の輸出秩序、技術向上等をめぐり、熱心な質疑が行なわれました。

が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案全部の問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本家は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案全部の問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本家は全会一致をもって可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(衆議院送付)、

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

提出、衆議院送付、

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長任田新治君。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月二十日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案

蘭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 蘭及び生糸の価格の異常変動の防止に
関する措置(第二条—第十二条の三)

第三章 蘭及び生糸の価格の中間安定に関する
措置(第十二条の四—第十二条の十三)

第四章 日本蚕糸事業団

第一節 総則(第十二条の十四—第十二条の
二十六)

第二節 役員等(第十二条の二十七—第十二
条の四十)

第三節 業務(第十二条の四十一—第十二条
の四十二)

第四節 財務及び会計(第十二条の四十三—
第十二条の五十一)

第五節 監督(第十二条の五十二—第十二条
の五十三)

第六節 雑則(第十二条の五十四)

第五章 補則(第十三条—第十六条)

第六章 罰則(第十七条—第十九条の三)

附則

第一章 総則

第一条中「安定を図るために」を「安定に資する
ために」、「価格の異常な変動を防止する」を「価格
について、安定価格帯をこえる異常な変動を防止

するとともに、必要に応じ、安定価格帯の相当な
水準における価格の安定を図る」に改め、同条の
次に次の章名を附する。

第二章 蘭及び生糸の価格の異常変動の防
止に関する措置

第二条を次のように改める。

(異常変動の防止のための生糸の買入れ及び売
渡し)

第二条 日本蚕糸事業団(以下「事業団」という。
は、蘭及び生糸の価格の異常な変動を防止する
ため、生糸の売渡しの申込みに応じ予算の範
囲内において安定下位価格でその申込みに係る
生糸を買入れ、及び生糸の価格が安定上位価
格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると
認められる場合には、政令で定めるところによ
り一般競争入札その他の方法で生糸を売り渡さ
なければならない。

第三条の見出しを「(安定下位価格及び安定上位
価格)」に改め、同条第一項中「最高価格」を「安定
下位価格」に、「最低価格」を「安定上位価格」に、
「参しやく」を「参酌」に改め、同条第二項中「最高
価格」を「安定下位価格」に、「最低価格」を「安定上
位価格」に改める。

第四条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位
価格及び安定上位価格」に改める。

第五条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位
価格及び安定上位価格」に改める。

昭和四十四年四月一日 参議院会議録第十四号

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

価格及び安定上位価格」に、「改定する」を「変更す
る」に改める。

第六条中「最高価格及び最低価格」を「安定下位
価格及び安定上位価格」に、「改定した」を「変更し
た」に改める。

第七条の見出し中「買入れ」を「買入れの対
象となる」に改め、同条中「政府」を「事業団」に改
め、「生糸は」の下に「国内において製造された
生糸であつて」を加え、「基く」を「基づく」に、「省
令」を「農林省令」に、「ものに限る」を「ものに限る
ものとする」に改め、同条の次に次の一条を加え
る。

(売渡しの対象となる生糸)

第七条の二 第二条の規定により事業団が売り渡
す生糸は、次の各号に掲げる生糸(その生糸に
係る第十二条第一項の規定による買入れによつ
て事業団が保有する生糸を含む)に限るものと
する。

一 第二条の規定による買入れによつて事業団
が保有する生糸

二 第十二条の二第一項の規定による加工又は
交換によつて事業団が保有する生糸

三 次項の規定による所屬替えにより第十二条
の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定
に属する生糸

事業団は、生糸の価格の異常な騰貴により生

糸の輸出が減少することを防止するには、第十
二条の四の規定により売り渡す生糸の数量を制
限して第二条の規定により売り渡す生糸の数量
を増加する必要があると認められる場合には、
農林大臣の承認を受け、予算の範囲内におい
て、第十二条の四の規定により買入れ保
有する輸出適格生糸(輸出に適する種類、織度及
び品位の生糸で農林省令で定めるものをいう。
以下同じ。)のうち、その買入れ後第十二条の六
の政令で定める期間を下らない期間で農林省令
で定めるものを経過してなお保有しているもの
(当該輸出適格生糸に係る第十二条の十第一項
の規定による買入れによつて保有している輸出
適格生糸を含む。)をその属する勘定から第十二
条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定
に所屬替えをすることができ。

3 農林大臣は、前項の規定による所屬替えの結
果事業団が第一項に規定する生糸(以下この
項、第九条の二第一項、第九条の三第一項及び
第十二条第一項において「売渡対象生糸」とい
う。)として保有することとなる輸出適格生糸の
数量(その所屬替えの際現に事業団が売渡対象
生糸として保有している輸出適格生糸があるこ
ときは、その数量を含む。)の合計が生糸の輸出を
確保するために必要と認められる政令で定める
一定数量をこえることとなるとき、又はその輸
出適格生糸の数量の合計に事業団が売渡対象生

2

1

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

二八〇

糸として保有している他の生糸の数量を加えた総数量が農林大臣の定める生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえることとなるときは、前項の承認をしなければならない。

4 第二項の規定による所屬替えの価格は、当該輸出適格生糸の買入れの価格にその所屬替えをする時までの保管に要する費用の額を加えて得た額を下らない範囲内において、事業団が農林大臣の承認を受けて定める。

第八条の見出しを「買入れ又は売渡しをしない場合」に改め、同条各号列記以外の部分中「政府」を「事業団」に、「左の」を「次の」に、「買入又は売渡の申込」を「売渡しをする旨の申込み」に改め、同条第一号中「買入又は売渡の申込が省令」を「その申込みが農林省令」に改め、同条第二号中「売渡の申込」を「その申込み」に、「前条」を「第七条」に、「六箇月」を「六月」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

第八条に次の一項を加える。

2 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第二条の規定による売渡しをしないことができる。

一 その売渡しを受ける旨の申込みが前項第一号の農林省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行なわれると認められるとき。

三 その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

第九条の見出し中「条件付売渡し」を「条件付売渡し」に改め、同条中「政府」を「事業団」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第九条の二を削り、第九条の三の見出し中「売渡し」を「売渡し」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「第二条若しくは前条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換又は第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換によつて保有する生糸の数量」を「売渡対象生糸の保有数量」に、「前条第四項」を「第七条の二第三項」に改め、「こえるときは」の下に、「農林大臣の承認を受けて」を加え、同条第二項中「売渡し」を「売渡し」に、「政令で定めるところにより」を「第三条第一項の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める基準とした」に、「日本蚕糸事業団法第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡し価格」を「第十二条の四の標準中間売渡し価格」に改め、同条第三項中「売渡し」を「売渡し」に改め、同条を第九条の二とする。

第九条の四第一項中「政府」を「事業団」に改め、「必要があるときは」の下に、「農林大臣の承認を受けて」を加え、「輸出適格生糸」を「輸出適格生糸で売渡対象生糸であるもの」に改め、同条第二項中「政府」を「事業団」に改め、「加えて得た額」の下に「第七条の二第二項の規定による所屬替えに係るものにあつては、その所屬替えの価格にその所屬替え後の保管に要する費用の額を加えて得た額」を加え、同条を第九条の三とする。

第十条第一項中「買占」を「買占め」に改め、同条第二項中「最高価格」を「安定上位価格」に改める。

第十一条第一項中「政府」を「事業団」に、「買入」を「買入れ」に、「最低価格」を「安定下位価格」に改め、「農林大臣の定める額」の下に「(以下「最低価格」という。))」を加え、「省令」を「農林省令」に、「売渡し」を「売渡し」に、「予算の範囲内において、政令」を「予算の範囲内において、農林省令」に改め、同条第二項中「政府」を「事業団」に改め、「認めるときは」の下に「予算の範囲内において」を加え、同条第三項中「政府の買入」を「事業団の買入れ」に、「政令」を「農林省令」に、「第一項の規定により農林大臣の定める額」を「最低価格」に、「農林大臣が」を「事業団が農林大臣の承認を受けて」に改め、同条に次の三項を加える。

4 農林大臣は、第一項の指定又は承認をしようとするときは、事業団の意見を聞かなければならない。

5 最低価格は、第四条の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める際、あわせて定めるものとする。

6 農林大臣は、最低価格を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十二条の見出しを「(整理のための生糸の売渡し等)」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「その保有する生糸」を「その保有する売渡対象生糸」に改め、「貯蔵し、加工し、」を削り、「その生糸の種類及び繊維を同じくする他の」を「予算の範囲内において、その生糸と同一の種類、繊維及び数量の」に改め、同条第二項中「売渡し」を「売渡し」に、「時価に準拠して農林大臣が」を「時価に準拠して事業団が農林大臣の承認を受けて」に改め、同条第三項中「買換のための売渡し及び買入」を「買換えのための売渡し及び買入れ」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第十二条の二の見出しを「(繭の売渡し等)」に改め、同条第一項中「政府」を「事業団」に、「その保有する」を「第十一条第二項の契約により買入れて保有する」に、「若しくは加工し、又は」を「又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「売渡し」を「売渡し」に改め、同条第三項中「政府」を「事業団」に改める。

第十二条の三を次のように改める。

(外国産生糸に対する措置)
第十二条の三 政府は、外国産の生糸の価格の低落その他予想されなかつた事情の変化により生糸の輸入が増加したため、国内における生糸の需給が著しく均衡を失し、わが国の蚕糸業の経営の安定に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、必要があるときは、生糸の輸入に關し、当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

る。

第三章 蘭及び生糸の価格の中間安定に関する措置

(中間安定を図るための生糸の買入れ、売戻し及び売渡し)

第十二条の四 事業団は、生糸の価格を安定上位価格をこえずかつ安定下位価格を下らない範囲内における相当な水準に安定させるため、出資者で第十二条の十八第二号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる同号の製糸業者からの生糸の売渡しに申込みに応じ予算の範囲内において中間買入価格で生糸を買い入れ、その買入れに係る生糸を第十二条の六の約定に基づきその相手方の請求に応じ売り戻し、及び生糸の価格が標準中間売渡価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、その買入れに係る生糸(当該生糸に係る第十二条の十第一項の規定による買換えによつて保有する生糸を含む。)を政令で定めるところにより一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

(中間買入価格及び標準中間売渡価格)

第十二条の五 標準生糸についての前条の中間買入価格及び標準中間売渡価格は、標準生糸の安定上位価格をこえずかつ標準生糸の安定下位価格を下らない範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させること

を旨として農林大臣が定める生糸の価格(以下「基準糸価」という。)を基準として、事業団が定めるものとする。

2 標準生糸以外の生糸についての前条の中間買入価格及び標準中間売渡価格は、標準生糸の中間買入価格又は標準中間売渡価格に第三条第二項の規定により標準生糸の安定下位価格又は安定上位価格に加減すべき額として算出された額をそれぞれ加減して得た額とする。

3 事業団は、標準生糸の中間買入価格及び標準中間売渡価格を、農林省令で定める期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 基準糸価は、第四条の規定により標準生糸の安定下位価格及び安定上位価格を定める際、あわせて定めるものとする。

5 農林大臣は、基準糸価を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

6 農林大臣は、第三項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準生糸の中間買入価格及び標準中間売渡価格を告示しなければならない。

(売戻しの約定)

第十二条の六 事業団は、農林省令で定めるところにより、第十二条の四の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、そ

の者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

(買入れ又は売渡しの対象となる生糸)

第十二条の七 第十二条の四の規定により事業団が買入れることができる生糸は、同条の規定による売渡しをする旨の申込みをした同条の出資者又は製糸業者が国内において製造した生糸(その者が他に委託して国内において製造した生糸を含む。)であつて蚕糸業法第十六条第一項の規定に基づく検査の結果農林省令で定める種類、織度及び品位の生糸と決定されたものに限るものとする。

2 第十二条の四の規定により事業団が売り渡すことができる生糸は、同条の規定により事業団が買入れて保有する生糸のうちその買入れ後前条の政令で定める期間を経過してなお事業団が保有しているもの(その生糸に係る第十二条の十第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む、第七条の二第二項の規定による所屬替をした生糸を除く。)に限るものとする。

(買入数量の限度)

第十二条の八 事業団が毎事業年度第十二条の四

の規定により買入れることができる生糸の数量は、政令で定める数量を限度とする。ただし、事業団が同条の規定により買入れて保有する生糸を当該事業年度に売り渡した場合に、当該政令で定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量(その数量が当該政令で定める数量をこえるときは、当該政令で定める数量)を加えて得た数量を限度とする。

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第十二条の九 事業団は、第八条第一項各号の一に該当する場合若しくは売渡しをする旨の申込みをした者についてその者が第十二条の十一第一項の基準糸価に達しない価格で蘭を買い入れ若しくは買入れのおそれがあると認める場合には第十二条の四の規定による買入れをせず、又は第八条第二項各号の一に該当する場合には第十二条の四の規定による売渡しをしないものとする。

(生糸の買換え)

第十二条の十 事業団は、その保有する第十二条の七第二項に規定する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、予算の範囲内において、これを同一の種類、織度及び数量の生糸に

買い換えることができる。

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入は、同時期に行なわなければならない。

(乾蘭の売渡し等の受託)

第十二条の十一 事業団は、蘭の売買取引が基準蘭価に達しない価格で行なわれるおそれがあるとして認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより乾蘭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。

2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場合には、次条第二項の農林省令で定める期間ごとに、蘭の価格が前項の基準蘭価を下つて低落することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾蘭の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。

3 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、第一項の委託を受けることができない。

(基準蘭価)

第十二条の十二 前条第一項の基準蘭価は、最低蘭価を下らない範囲内において、蘭の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる蘭価水準の実現を図ることを旨と

し、基準糸価を参酌して、事業団が定めるものとする。

2 事業団は、前条第一項の基準蘭価を、農林省令で定める期間ごとに、その期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 農林大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る基準蘭価を告示しなければならない。

(蘭の価格に関する勧告)

第十二条の十三 農林大臣は、蘭の売買取引が第十二条の十一第一項の基準蘭価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に対し、養蚕業者(養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会を含む。)から蘭を買い入れるに当たつては同項の基準蘭価以上の価格によるべきことを勧告することができる。

第四章 日本蚕糸事業団

第一節 総則

(目的)

第十二条の十四 事業団は、蘭及び生糸の価格について、安定価格帯をこえる異常な変動を防止するとともに、安定価格帯の相当な水準における価格の安定を図るため、生糸の買入れ、売戻し及び売渡し、蘭の保管に要する経費の助成、

委託による乾蘭の売渡し等の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十二条の十五 事業団は、法人とする。

(事務所)

第十二条の十六 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要ないに從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十二条の十七 事業団の資本金は、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行の際現に日本蚕糸事業団法(昭和四十一年法律第三号)による日本蚕糸事業団が有していた資本金の金額と蘭糸価格安定法の一部を改正する法律附則第四条第三項の規定により政府から出資があつたものとされる金額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資)

第十二条の十八 次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一 養蚕業者が直接又は間接の構成員となつて

二 製糸業者(製糸業者法(昭和七年法律第二十九号)第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林省令で定める者に限る。次号において同じ。)

三 製糸業者が直接又は間接の構成員となつて

第十二条の十九 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができる。

(出資証券)

第十二条の二十 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十二条の二十一 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第十二条の二十二 政府以外の出資者(第十二条

の五十四第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第十二条の二十三 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第十二条の十八各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第十二条の二十四 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十二条の二十五 事業団でない者は、日本蚕糸事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十二条の二十六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び

第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二節 役員等

(役員)

第十二条の二十七 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十二条の二十八 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条の二十九 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十二条の三十 理事長及び理事の任期は、三年

とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十二条の三十一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることできない。

(役員の解任)

第十二条の三十二 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十二条の三十三 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十二条の三十四 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十二条の三十五 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十二条の三十六 事業団の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)
第十二条の三十七 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

第十二条の三十八 運営審議会は、委員十五人以上で組織する。

2 委員は、事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十二条の三十第一項ただし書及び第二項並びに第十二条の三十二第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案外一件

二八四

(役員等の秘密保持義務)

第十二条の三十九 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員公務員たる性質)

第十二条の四十 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第十二条の四十一 事業団は、第十二条の十四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 第二章及び第三章の規定により、生糸の買入れ、売戻し及び売渡し(第五号の委託による売渡しを除く。)を行なうこと。

二 第十一条の規定により、繭の保管に要する経費について助成し、及びその保管に係る繭の買入れを行なうこと。

三 第十二条の二の規定により、繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること(次号の委託により、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換することを除く。)

四 第十二条の十一第一項の規定による委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること。

五 前号の委託による加工又は交換に係る生糸

を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

六 前各号に掲げる業務に伴う生糸又は繭の保管を行なうこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定における前事業年度の損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業に対する助成を行なうことができる。

3 事業団は、前二項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第十二条の四十二 事業団は、前条第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る

業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

第四節 財務及び会計

(区分経理)

第十二条の四十三 事業団の経理については、次に掲げる業務に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十二条の四十一第一項第一号に掲げる業務(第二条の規定による生糸の買入れ及び売渡し、第九条の二第一項の規定による生糸の売渡し、第九条の三第一項の規定による生糸の売渡し並びに第十二条第一項の規定による生糸の売渡し及び買入れに係るものに限る。)

二 第十二条の四十一第一項第二号及び第三号に掲げる業務

三 第十二条の四十一第一項第六号に掲げる業務(前二号に掲げる業務に伴うものに限る。)

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 蘭系価格安定法の一部を改正する法律附則第四條第三項の規定により政府から事業団に出資があつたものとされる金額に係る経理は、前項各号に掲げる業務に係る勘定において行なうものとする。

(事業年度)

第十二条の四十四 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(事業計画等の認可)

第十二条の四十五 事業団は、毎事業年度、事業

計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定に關し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画(これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出資者に通知しなければならない。

(財務諸表)

第十二条の四十六 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定以外の勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し又は出資者に送付するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第十二条の四十七 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しな

なければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、毎事業年度、前二項の規定により整理をしたとすれば、第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定と他の勘定のいずれか一方に前項の規定による繰越欠損金があり他の勘定に第一項の規定による積立金があることとなる場合において、当該繰越欠損金があることとなる勘定において整理される業務の円滑な運営を図るため特に必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、当該繰越欠損金となるべき欠損金をうめるため、当該勘定に、当該積立金があることとなる勘定からその積立金となるべき金額の全部又は一部を当該積立金となるべき金額を減額して繰り入れることができる。

(借入金)

第十二条の四十八 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林

大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第十二条の四十三第一項各号に掲げる業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ、(余裕金の運用)

第十二条の四十九 事業団は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第十二条の五十 事業団は、その役員及び職員に對する給与及び退職手当の支給の基準を定めよ

うとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第十二条の五十一 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

第十二条の五十二 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第十二条の五十三 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雜則

(解散)

第十二条の五十四 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第五章 補則

第十三条第一項各号列記以外の部分中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、「(昭和七年法律第二十九号)」を削り、「売渡の仲立」を「売渡しの仲立ち」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同項第三号中「俵敷」を削り、同項第六号中「受渡」を「受渡し」に改め、同項第九号中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同条第二項中「仲立又は取次」を「仲立ち又は取次ぎ」に改め、同条第三項中「買入又は売渡」を「買入れ又は売渡し」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「当る」を「当たる」に改め、同項第二号中「受渡」を「受渡し」に改める。

第十四条第一項中「仲立若しくは取次」を「仲立ち若しくは取次ぎ」に、「省令」を「農林省令」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号 爾糸價格安定法の一部を改正する法律案外一件

二八六

削る。

3 第十二条の五十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(協議)

第十五条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十二条の十七第二項、第十二条の四十一第二項若しくは第三項、第十二条の四十二第一項、第十二条の四十五第一項又は第十二条の四十八第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第十二条の十一第二項、第十二条の四十六第一項、第十二条の四十七第三項又は第十二条の五十の規定による承認をしようとするとき。

三 第七条の二第二項、第十一条第一項若しくは第三項、第十二条の四十二第二項又は第十二条の五十一の規定により農林省令を定めようとするとき。

四 第十二条の四十九第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第十六条 削除

第十七条の前に次の章名を附する。

第六章 罰則

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 第十二条の三十九の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 第十二条の五十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条中「前二条」を「第十七条及び第十八条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の二 次の各号の一に該当する場合に於て、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかつたとき。

三 第十二条の二十一第一項の規定に違反し

て、出資者の持分を払い戻したとき。

四 第十二条の二十一第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十二条の二十四第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六 第十二条の四十一第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第十二条の四十九の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第十二条の五十二第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第十九条の三 第十二条の二十五の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則中第三項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3 事業団は、当分の間、第十二条の四十一の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の輸出を確保するための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務（その生糸に係る買入れのための生糸の買入れ及び売渡しの業務を含む。）並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

4 前項の認可は、事業団が繭及び生糸の価格の相当な水準における安定を図るために必要な数

量の生糸を保管しておらず、かつ、生糸の輸出を確保するため特に必要があると認められる場合に、するものとする。

5 事業団は、附則第三項に規定する業務として生糸の売渡し（買入れのための売渡しを除く。）を行なうに当たつては、その生糸を輸出すべきことその他の必要な条件を附さなければならない。

6 第十二条の四十二の規定は、附則第三項に規定する業務について準用する。

7 附則第三項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第十二条の四十一第三項中「前二項の規定により行なう業務」とあるのは「前二項の規定により行なう業務及び附則第三項の規定により行なう業務」と、第十五条第一号中「第十二条の四十二第一項」とあるのは「第十二条の四十二第一項（附則第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第三号中「第十二条の四十二第二項」とあるのは「第十二条の四十二第二項（附則第六項において準用する場合を含む。）」と、第十九条の二第六号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第三項に規定する業務以外」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の成立等)

第二条 日本蚕糸事業団法(昭和四十一年法律第三号)による日本蚕糸事業団(以下「旧事業団」という。)は、この法律の施行の時に於いて、改正後の繭糸価格安定法(以下「新法」という。)による日本蚕糸事業団(以下「新事業団」という。)となるものとする。

2 日本蚕糸事業団法の規定により旧事業団に対してした処分、手続きその他の行為又は同法の規定により旧事業団がした手続きその他の行為は、新法の相当規定により新事業団に対してしたものと又は新法の相当規定により新事業団がしたものとみなす。

(糸価安定特別会計法の廃止)

第三条 糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百一十一号)は、廃止する。

2 糸価安定特別会計の昭和四十二年及び昭和四十三年度の決算の処理に關しては、なお従前の例による。

(糸価安定特別会計からの権利及び義務の承継等)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の繭糸価格安定法(以下「旧法」という。)の規定に基づく

生糸の買入れ、売渡し、貯蔵及び加工、繭の買入れ、売渡し、交換及び加工並びに繭の価格の維持のための助成に關し国が有する権利及び義務は、次項の規定により一般会計に帰属する糸価安定特別会計の資産を除き、この法律の施行の時に於いて新事業団が承継する。

2 この法律の施行の際における糸価安定特別会計の資産の価額から負債の価額を控除した残額が三十億円をこえる場合には、そのこえる額に相当する価額の糸価安定特別会計の資産で農林大臣が大蔵大臣に協議して定めるものは、この法律の施行の時に於いて一般会計に帰属する。

3 第一項の規定による新事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継に係る糸価安定特別会計の資産の価額からその承継に係る糸価安定特別会計の負債の価額を控除した残額に相当する金額は、その承継の時に於いて政府から新事業団に出資されたものとする。

4 第二項の規定により一般会計に帰属する現金は、一般会計の歳入とする。

(日本蚕糸事業団法の廃止)

第五条 日本蚕糸事業団法は、廃止する。

2 日本蚕糸事業団法の廃止の際現に同法第三十条第一項の規定により定められている標準売渡価格及び買入価格は、新法第十二条の五第一項の規定により定められ、若しくは同条第二項の規定により算出された標準中間売渡価格又は

中間買入価格とみなす。

3 日本蚕糸事業団法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により定められている標準生糸の最高価格及び最低価格は、新法第三条第一項の規定により定められた標準生糸の安定上位価格又は安定下位価格とみなす。

第七条 旧法第二条の規定による買入れにより政府が保有する生糸で附則第四条第一項の規定により新事業団が承継したものとあるときは、当該生糸は、新法第七条の二第一項の規定の適用については、新法第二条の規定による買入れにより新事業団が保有する生糸とみなす。

第八条 旧事業団の昭和四十三年六月一日に始まる事業年度は、日本蚕糸事業団法第三十六条の規定にかかわらず、昭和四十四年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 新事業団の昭和四十四年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第十二条の四十五第一項中「開始前に」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。

(国庫余裕金の繰替使用に關する法律の一部改正)

第十条 国庫余裕金の繰替使用に關する法律(昭和

二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百一十一号)第八条第一項又は第九条第一項の証券」を削る。

(農林省設置法の一部改正)

第十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十二号の二を削る。

第十二条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正)

第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「糸価安定特別会計」を削る。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号

別表第一第一号の表中日本蚕糸事業団の項を次のように改める。

日本蚕糸事業団	繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)
---------	------------------------

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本蚕糸事業団の項を次のように改める。

日本蚕糸事業団	繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)
---------	------------------------

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月二十日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

漁港整備計画

わが国水産業が動物性たん白質食糧の供給部門として国民経済上重要な役割を果たしていることにかんがみ、今後一層その積極的な振興を図ることが必要である。このためには、まず漁業の根拠地である漁港について、漁業の動向に即応して全国にわたり計画的に整備拡充し、その機能を増進させ、もつて漁業生産の増大と経営の近代化に資する必要がある。

一 計画方針

1 漁業と漁港施設の現状を基礎とし、将来における漁業生産の確保と漁船勢力の増大、流通機構の改善、地域社会の基盤強化の観点から、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、沿岸漁業の振興上重要な漁港および漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港について整備する。

2 整備漁港の選定に当たつては、指定漁港のうち漁業振興上重要であり、かつ、漁港施設

の不足度の高いもの、経済効果の多いもので緊急整備の必要あるものを採択する。
二 計画
1 前項の計画方針に基づき、昭和四十四年度

2 整備漁港
第一種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
北海道	目梨泊	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設
	宗谷	外かく施設 けい留施設 水域施設
	内路	外かく施設 けい留施設 水域施設
	新湊	外かく施設 けい留施設 水域施設
	西浦	外かく施設 けい留施設 水域施設
	前浜	外かく施設 けい留施設
	祝津	外かく施設 けい留施設 水域施設
	泊(後志)	外かく施設 けい留施設 水域施設
	千走	外かく施設 けい留施設 水域施設
	美谷(瀬棚)	外かく施設 けい留施設 水域施設
	鵜泊	外かく施設 けい留施設 水域施設
	上浦	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	豊浜	外かく施設 けい留施設
	沙吹	外かく施設 けい留施設 水域施設
	稲穂	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設
	住吉	外かく施設 けい留施設 水域施設
	落部	外かく施設 水域施設
	富浜	外かく施設 けい留施設 水域施設
	春立	外かく施設 けい留施設 水域施設
	笛舞	外かく施設 けい留施設 水域施設
	大樹	外かく施設 けい留施設 水域施設
	厚内	外かく施設 けい留施設 水域施設

以降五年間に、三七〇港の漁港について、それぞれ漁港に適應した外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設および漁港施設用地を整備する。

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号 歳入価格安定法の一部を改正する法律案外一件

青 森	岩 手	宮 城	山 形	福 島	千 葉	東 京
一本木 下 手 尻 屋	音 部	江 の 島 北 上 大 須 菖 蒲 田	吹 浦	請 戸 釣 師 浜	飯 岡	洞 輪 沢 岡 田 若 郷
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設
水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設 水城施設
輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設

静 岡	三 重	兵 庫	鳥 取	山 口	愛 媛	福 岡	佐 賀	長 崎
地 頭 方	豊 津	浅 野	酒 津	平 郡	津 和 地	両 開 開	加 唐 島	楠 泊
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設	水城施設 水城施設 水城施設 水城施設
輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設	計	鹿兒島	大分	熊本	第二種漁港									
							阿須湾	七湊	大根坂	宮野浦	黒島	丸尾	上五島	日島	檜ノ浦	丸田
北海道	本泊	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	八三港	西之浜	西浦	富岡	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設
	神恵内	外かく施設 けい留施設 水域施設														
	江良	外かく施設 けい留施設 水域施設														
	鹿部	外かく施設 けい留施設 水域施設														
	八雲	外かく施設 けい留施設 水域施設														
	登別	外かく施設 けい留施設 水域施設														

山形	秋田	宮城	青森	岩手	豊浦	白糠	雄武	松法	斜里	常呂	沙留	龍飛	野田	田老	船越	小白浜	越喜来	綾里	長部	根白	太田名部
外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設

昭和四十四年四月一日 参議院会議録第十四号 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

千 葉	神 奈 川	新 潟	富 山	石 川	福 井	静 岡	愛 知	三 重
和 田	長 井	浦 本 屋	黒 部	鰻 目	日 赤 崎	舞 臺 浦	一 色	宿 田 會
外かく施設 水城施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設

	京 都	兵 庫	和 歌 山	鳥 取	島 根	岡 山	広 島
安 神 答	本 庄	林 崎 育 波 組 勢 水 沼	箕 島 南 見 周 参 堀	淀 江	美 保 関 賀 浜 夫 村	寄 島	玖 波 浦
外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	外かく施設 けい留施設 水域施設	外かく施設 けい留施設 水域施設

昭和四十四年四月一日 参議院會議錄第十四号 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

[illegible]

二九三

[illegible]

昭和四十四年四月一日 参議院会議録第十四号 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

宮崎	土々呂	けい留施設	水域施設	輸送施設
門川	外かく施設	けい留施設	水域施設	
油津	外かく施設	けい留施設	水域施設	漁港施設用地
鹿兒島	申木野	外かく施設	けい留施設	水域施設
阿久根	外かく施設	けい留施設	水域施設	
計	七五港			
特定第三種漁港				
都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設		
青森	八戸	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設 漁港施設用地
宮城	塩釜	けい留施設	水域施設	輸送施設
	気仙沼	外かく施設	けい留施設	輸送施設 漁港施設用地
千葉	銚子	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
神奈川	三崎	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設 漁港施設用地
静岡	焼津	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設 漁港施設用地
島根	浜田	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設 漁港施設用地
山口	下関	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設 漁港施設用地
福岡	博多	けい留施設	水域施設	輸送施設
長崎	長崎	けい留施設	水域施設	輸送施設 漁港施設用地
鹿兒島	枕崎	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
計	一一港			

都道府県名		漁港名		整備を必要とする主な施設	
北海道	山背泊	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設 漁港施設用地
	小島	外かく施設	けい留施設	水域施設	
	須築	外かく施設	けい留施設	水域施設	
	余別	外かく施設	けい留施設	水域施設	
	雄冬	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設
	仙法志	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設 漁港施設用地
	元地	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設 漁港施設用地
	鉄府	外かく施設	けい留施設		
	東浦	外かく施設	けい留施設	水域施設	漁港施設用地
	元稻府	外かく施設	けい留施設	水域施設	
	宇登呂	外かく施設	けい留施設	水域施設	
	羅白	外かく施設	けい留施設	輸送施設	漁港施設用地
	温根元	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設
	窗舞	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設
	麻野	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設 漁港施設用地
	能取	外かく施設	けい留施設	水域施設	
	大津	外かく施設			
青森	小泊	外かく施設	けい留施設	水域施設	漁港施設用地
	佐井	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設
	糠糠	外かく施設	けい留施設	水域施設	
岩手	嶋之越	外かく施設	けい留施設	水域施設	輸送施設
宮城	鮎川	外かく施設			
秋田	北浦	外かく施設	けい留施設	水域施設	

昭和四十四年四月一日 参議院會議録第十四号 蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案外一件

山形飛鳥島	外かく施設	けい留施設	水域施設
千葉片貝	外かく施設	水域施設	
東京八重根	外かく施設	けい留施設	水域施設
阿古	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
三浦	外かく施設	けい留施設	水域施設
神湊	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設 漁港施設用地
新潟鵜崎	外かく施設	水域施設	輸送施設
粟島	外かく施設	けい留施設	水域施設
石川狼煙	外かく施設	けい留施設	水域施設
舩倉島	外かく施設	けい留施設	水域施設
富来	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
福井四ヶ浦	外かく施設	けい留施設	水域施設
静岡妻良	外かく施設	けい留施設	水域施設
愛知赤羽根	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
三重和具	外かく施設	けい留施設	水域施設
京都中浜	外かく施設	水域施設	
和歌山阿尾	外かく施設	けい留施設	水域施設
島根十六島	外かく施設	けい留施設	水域施設
浦郷	外かく施設	けい留施設	水域施設 輸送施設
山口見島	外かく施設	けい留施設	水域施設 漁港施設用地

徳島伊島	外かく施設	水域施設
愛媛媛佐田岬	外かく施設	水域施設
福岡小呂島	外かく施設	けい留施設 水域施設
長崎伊奈	外かく施設	けい留施設 水域施設
水崎	外かく施設	けい留施設 水域施設
豆酸	外かく施設	けい留施設 水域施設
荒平川	外かく施設	けい留施設 水域施設
大分佐賀國	外かく施設	けい留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
保戸島	外かく施設	けい留施設 水域施設
宮崎宮之浦	外かく施設	けい留施設 水域施設 輸送施設
鹿児島宇治	外かく施設	けい留施設 水域施設
熊野	外かく施設	けい留施設 水域施設 輸送施設
前籠	外かく施設	けい留施設 水域施設
計	五七港	

なお、本計画の実施に当たっては、今後の経済、財政事情および漁業の動向等を勘案しつつ弾力的に行なうものとする。

〔任田新治君登壇、拍手〕

○任田新治君 ただいま議題となりました案件について報告いたします。

まず、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案は、蘭糸価格安定機構の簡素化と合理化をはかるために、国が行なってきた蘭糸価格安定業務等を日本蚕糸事業団に行なわせようとするものであります。

委員会におきましては、蘭糸価格安定制度のあり方等について質疑が行なわれ、別に討論もなく、採決の結果、多数をもって可決すべきものと

決定いたしました。

続いて、武内委員より附帯決議案が提出され、

全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、

漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

は、第四十三回国会で承認を受けた漁港整備計画

を、その後の水産業の発展等に即応して変更しよ

うとするものであります。

委員会におきましては、漁港整備の重要性等に

ついて質疑が行なわれ、別に討論もなく、採決の

結果、全会一致をもって承認すべきものと決定い

たしました。

右報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

まず、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案
全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立
を求めます。

を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よっ

て、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 次に、漁港法第十七条第三

項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について

承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認
することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 終員起立と認めます。よっ
て、本件は全会一致をもって承認することに決し
ました。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君

副議長 安井 謙君

議員

原田 立君

峯山 昭範君

田淵 哲也君

山田 勇君

青島 幸男君

塩田 啓典君

藤原 房雄君

萩原幽香子君

山高しげり君

市川 房枝君

三木 忠雄君

内田 善利君

上林繁次郎君

任田 新治君

内藤蒼三郎君

矢追 秀彦君

阿部 憲一君

中尾 辰義君

高橋雄之助君

田村 賢作君

小林 章君

沢田 実君

多田 省吾君

黒柳 明君

宮崎 正義君	中沢伊登子君	山本敏三郎君	若林 正武君	大谷藤之助君	柴田 栄君	玉置 猛夫君	大松 博文君
片山 武夫君	伊藤 五郎君	渡辺一太郎君	安田 隆明君	青田源太郎君	栗原 祐幸君	鈴木 省吾君	今 春聰君
後藤 義隆君	田代富士男君	矢野 登君	増田 盛君	藤田 正明君	梶原 茂嘉君	小林 国司君	久次米健太郎君
鈴木 一弘君	二宮 文造君	長屋 茂君	永野 鎮雄君	大谷 賛雄君	前田佳都男君	佐藤 一郎君	山内 一郎君
渋谷 邦彦君	向井 長年君	中山 太郎君	高田 浩運君	増原 恵吉君	鍋島 直紹君	山本茂一郎君	中津井 真君
高山 恒雄君	白井 勇君	中村喜四郎君	西村 尚治君	徳永 正利君	西郷吉之助君	林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君
横山 フク君	山田 徹一君	八田 一朗君	宮崎 正雄君	新谷寅三郎君	井野 碩哉君	内田 芳郎君	大森 久司君
柏原 ヤス君	北條 浩君	佐藤 隆君	黒木 利克君	石原幹市郎君	河野 謙三君	津島 文治君	岩動 道行君
白木義一郎君	小平 芳平君	楠 正俊君	岡本 悟君	上原 正吉君	杉原 荒太君	和田 鶴一君	河口 陽一君
中村 正雄君	村尾 重雄君	高橋文五郎君	土屋 義彦君	鋤木 亨弘君	山崎 竜男君	丸茂 重貞君	二木 謙吾君
小山邦太郎君	植竹 春彦君	船田 謙君	吉江 勝保君	平泉 渉君	玉置 和郎君	鹿島 俊雄君	長谷川 仁君
木内 四郎君	山崎 五郎君	江藤 智君	大竹平八郎君	沢田 一精君	近藤英一郎君	井川 伊平君	櫻井 志郎君

金丸 富夫君	谷口 慶吉君	上田 稔君	和田 静夫君	森 八三一君	三木與吉郎君	前川 旦君	戸田 菊雄君
村上 春蔵君	田中 茂穂君	松本 英一君	安永 英雄君	塚田十一郎君	赤間 文三君	竹田 現照君	山崎 昇君
堀本 宜実君	西田 信一君	佐田 一郎君	菅野 儀作君	松永 忠二君	大矢 正君	木村美智男君	村田 秀三君
平島 敏夫君	山下 春江君	石原慎太郎君	竹田 四郎君	横川 正市君	小柳 勇君	川村 清一君	大橋 和孝君
山本 利壽君	八木 一郎君	杉原 一雄君	達田 龍彦君	高橋 衛君	迫水 久常君	田中寿美子君	沢田 政治君
田口長治郎君	平井 太郎君	源田 実君	熊谷太三郎君	斎藤 昇君	堀見 俊二君	矢山 有作君	瀬谷 英行君
寺尾 豊君	古池 信三君	久保 勘一君	川上 為治君	廣瀬 久忠君	加瀬 完君	吉田忠三郎君	西村 関一君
松平 勇雄君	郡 祐一君	小野 明君	森 勝治君	秋山 長造君	藤田 進君	大森 創造君	鶴園 哲夫君
青木 一男君	小林 武治君	中村 波男君	山本 杉君	北村 暢君	成瀬 幡治君	野上 元君	千葉千代世君
吉武 恵市君	木村 陸男君	米田 正文君	木島 義夫君	須藤 五郎君	渡辺 武君	山本伊三郎君	武内 五郎君
植木 光教君	上田 哲君	温水 三郎君	小林 武君	小笠原貞子君	春日 正一君	森中 守義君	近藤 信一君
亀井 善彰君	長田 裕二君	松本 賢一君	林 虎雄君	河田 賢治君	岩間 正男君	鈴木 強君	森 元治郎君

昭和四十四年四月一日 参議院会議録第十四号

阿具根 登君	永岡 光治君	文部大臣	坂田 道太君	国務大臣	菅野和太郎君	昭和四十四年三月十八日
中村 英男君	久保 等君	厚生大臣	斎藤 昇君	国務大臣	木内 四郎君	地方行政委員長 内藤登三郎
岡 三郎君	羽生 三七君	農林大臣	長谷川四郎君	国務大臣	床次 徳二君	参議院議長 重宗 雄三殿
亀田 得治君	占部 秀男君	通商産業大臣	大平 正芳君	国務大臣	保利 茂君	
大和 与一君	足鹿 覺君	運輸大臣	原田 憲君			
田中 一君	藤原 道子君	郵政大臣	河本 敏夫君			
松澤 兼人君	加藤シヅエ君	労働大臣	原 健三郎君			
国務大臣						
内閣総理大臣	佐藤 榮作君	建設大臣	坪川 信三君			
法務大臣	西郷吉之助君	自治大臣	野田 武夫君			
外務大臣	愛知 揆一君	国務大臣	荒木萬壽夫君			
大蔵大臣	福田 赳夫君	国務大臣	有田 喜一君			

〔第十一号参照〕

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都の議会の議員の定数を増加す

ることができるとともに、選挙が

行なわれる区域においては直接請求のための署

名の収集行為を一定期間禁止するものとするは

か、地方公共団体の行政運営の合理化及び事務

処理についての規定の整備を図ろうとするもの

であつて、おおむね妥当な措置であると認め

る。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

昭和四十四年四月一日 参議院会議録第十四号

三〇二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



一部 四十円

(送料別)

発行所

東京港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)